

令和6年度第2回  
新宿区外部評価委員会第2部会 会議概要

<開催日>

令和6年7月8日（月）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

**外部評価委員会委員（5名）**

山本卓、小宮領、藤川裕子、御所窪和子、津吹一晴

**区職員**

**事業所管課（12名）**

福岡危機管理課長、村上地域コミュニティ課長、鈴木生涯学習スポーツ課長、  
稲川地域福祉課長、藤掛生活福祉課長、小原保護担当課長、浅野衛生課長、  
小野川環境対策課長、佐藤ごみ減量リサイクル課長、鈴木建築調整課長、堀里住宅課長、  
山本中央図書館長

**事務局（3名）**

西澤副参事（特命担当）、甲斐主査、奥井主任

<開会>

**【部会長】**

ただいまから第2回の新宿区の外部評価委員会の第2部会を開催いたします。

本日は、事業所、所管課へのヒアリングを実施いたします。

では、議事に入ります前に、本日の配付資料の紹介のほうをお願いいたします。

**【事務局】**

資料のご説明をいたします。

まず、委員の皆様は資料です。

一番上に本日の次第、その次に外部評価チェックシート、その下に本日使います質問事項リスト。その下が、参考資料2、部会のスケジュール。その下に、施策ごとに最新の内部評価シートをお配りしております。前回の勉強会でご案内しました決算について踏まえて、数字を更新したものをお配りしておりますので、本日、質疑応答の際に適宜ご参照いただければと思います。

では、委員の資料は以上ですが、過不足はありますでしょうか。

続きまして、理事者の皆様は資料のご説明をいたします。

まず、本日の配席表、その下に参考資料1、A4横で、本日の質問のリスト。

最後に、本日扱う施策の外部評価シートを施策別にホチキス留めしていますので、委員とのやり取りの際に適宜ご参照いただければと思います。

理事者の皆さんのほうの資料、過不足ありませんでしょうか。

説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。

それでは、ヒアリングのほうを早速実施してまいります。

この外部評価委員会は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けておりまして、この第2部会のテーマは、福祉、子育て、教育、くらしになります。

私は、外部評価委員会の第2部会の部会長を務めております山本と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様のご紹介になります。

皆様向かって右手から、小宮委員、藤川委員、津吹委員、御所窪委員です。

**【部会長】**

以上の委員で、ヒアリングを実施させていただきます。

本日は、個別施策のⅠ-6「セーフティネットの整備充実」、それから、同じく個別施策のⅡ-3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」の③、そして、個別施策のⅢ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」、これらについてヒアリングをさせていただきます。

続きまして、個別施策を構成する計画事業、経常事業、それらを中心にヒアリングを行ってまいります。

それでは、進行の詳細につきまして事務局のほうからご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

本日の進行についてです。

事務局を通じて、委員の皆様、それから区の担当部署の皆さんにお伝えしてある質問リストを基に質疑応答を中心に進めてまいりたいと思います。

事業所管課の皆様は、参考資料1に記載されている質問について、部会長の指示に基づいて回答をお願いいたします。回答を受けて、外部評価委員会の委員のほうから確認や追加質問が出る場合があります。その場合は、それらに対してもご回答いただきますようお願いいたします。

また、質疑応答が時間内に終了しなかった場合などには、事務局を通じて文書で追加質問等をさせていただく場合もありますので、その際にご対応のほどよろしくお願いいたします。

本日、この部会でのヒアリングは、3つの個別施策を扱います。議事進行を効率的にやるという観点から、今回出席されている理事者の方が多い順番に進めてまいりたいと思いま

す。順番としては、個別施策Ⅱ－3の③、それから個別施策Ⅰ－6、個別施策Ⅲ－14の順番で進めてまいります。

説明は以上です。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

今、担当部局のほうへの案内という形でしたけれども、委員の皆様におかれましては、順番としては個別施策のⅡ、そしてⅠ、そしてⅢという順番で進めていくということになります。

このヒアリングの時間、12時までというふうになっていますけれども、時間等の関係で、全ての質問をこの場でできないという場合には、今、事務局のほうから説明がありましたように、追加質問等も例年しておるとい形ですので、そういったものも視野に入れて、以下ヒアリングに臨んでいただければというふうに思います。

所管課の皆様、資料1に記載されている質問について、ご回答をお願いいたします。

では、早速ですが、最初に個別施策のⅡ－3の③に関する質問につきまして、質問番号順に回答をお願いしたいと思います。

Ⅱ－3の③、番号としては、23番から36番のものになります。

最初の23、24につきましては、個別施策についての質問でありますので、もし可能でしたら23、24のほう、一緒に連続して説明していただければと思います。その際、質問内容を、こちらで先日の勉強会のときにまとめたものを事前に目通ししているという形になりますので、質問事項は特に読み上げたりしていただかなくて、もうそのままご回答のほうだけいただければと思います。

そうしましたら、23、24のこの2つの個別施策についての質問に対するご回答をお願いいたします。

#### 【事務局】

では、私のほうから、企画政策課の部分、ご説明させていただきたいと思います。

こちらの施策、様々な施策にまたがっておりますので、また、次期の総合計画策定に向けたご指摘ということで、この施策に限らず、ほかの施策にも共通するご質問でございますので、企画政策課のほうからまず23について回答させていただきます。

こちらの施策、まず、指標が2つございまして、一斉道路美化清掃の参加者数と、駅周辺生活道路での路上喫煙率の2つの指標が設定されております。

1つ目の一斉道路美化清掃の参加者数というのが、いわゆるアウトプット指標になっております。環境美化が進んでいるのかというのを確認する指標としまして、ご指摘いただいているような区民意識調査等で、区民がどう感じたのか等を確認するという意味でアウトカム指標として設定することにつきましては、施策の成果、進捗を分かりやすくするために重要だと考えておりますので、次期の総合計画策定の際には、この施策に限らずですけども、計画全体でできる限り指標の設定をできるように、計画を進めていきたいと考えており

ます。

23については以上でございます。

**【環境対策課長】**

環境対策課長でございます。

24番のほうにお答えを差し上げたいと思います。

大気測定、自動車騒音振動等の環境測定につきましては、測定値が既に、もう10年以上前から、区で定める基準値というものを下回っている状態がずっと続いています。ですので、これを指標としても、もうクリアしているという状態をご報告するということになります。

なお、この値につきましては、測定が終わりました時点で、ホームページに掲載をして、広く公表をしているという状況でございます。

以上です。

**【住宅課長】**

住宅課長でございます。

それでは、25番についてお答えをさせていただきます。

新宿区のマンション実態調査報告書というのが、28年度に発行されました。この中で、新宿区内のマンション、1970年から80年代にかけて造られたものが非常に多くなってございます。数にしてこの調査上では2,200ほどあるというところなんです。これらが今後、築40年、50年、既に50年も超えてきているものもございしますが、それらの老朽化の進行、そして、また住んでいる方の高齢化ということで、よく「2つの古い」と言われますけれども、これが進行することで、地域社会に大きな影響、例えば外壁が剥がれ落ちるですとか、そういう人的な被害も想定されます。

また、終の住み家として多くの方が分譲マンションに住んでいらっしゃいますけれども、こういうところがしっかりとメンテナンスがされていかないと、将来の住む場所としての義務が果たせなくなるということで、非常に大きな地域社会問題になるというところで、これらを見据えまして、いろいろな策を打ってまいりました。

まず、管理組合、あと区分所有者ご自身に、しっかりと自分事としてそのマンションの管理に携わっていただきたいということで、啓発が大事だろうということで、指標にも管理マンションの管理組合の交流会ですとか、マンション管理セミナー、こういうものをたくさん行うことで、認識を高めてきたところでございます。

ただご質問にありますように、この指標について第二次実行計画の中では、そのセミナー等の、講演会等の満足度というところだけだったんですが、なかなか目指している数値的な目標がこれまでなかったという中で、昨年度、今年2月に、「新宿区マンション管理適正化推進計画」というものを策定いたしました。これは、国の「マンション管理適正化法」というものが改正をされまして、そういうものが自治体でつくれるようになったということを受けてのものでございます。この中に新たに今後目指していくマンションの施策、目標を3つ掲げまして、1つ挙げさせていただきますと、「30年以上の長期修繕計画に基づく修

繕積立金を設定しているマンションの割合」というのがございます。これを今度第3次実行計画の中では指標として、定量的なものとして分かるように据えていきたいということで、そのままの名称ではないんですけれども、具体的な指標名としては、「管理計画認定マンションの数」を年間5件認定できるようにしていこうと。

この計画認定マンションというのは何かといいますと、先ほど申しました「新宿区マンション管理適正化推進計画」の中で、マンションの管理に関するクリアしていただきたい最低限の、国が示している16項目、管理組合があるですとか、修繕積立金のことですとか、こういうものをしっかりと計画できているということであれば、ご申請いただければ区のほうで認定をするという仕組みでございます。

つまり、この認定されたマンションというのは、今もこれからも、建物もしくは組合の運営等、これがしっかりなされていくだろうというものでございますので、こういったものをどんどん増やしていきたいというところで、第三次実行計画の中で新たに指標として設定をしたというところでございます。

現在の進捗ですが、認定数が3件ということになってございます。また、新規で今ご相談いただいているものが1件ございまして、計画に対しては順調に進んでいると認識しているところでございます。

以上でございます。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

25、26について、今、お答えいただきました。

その前が、担当課はそれぞれ違って、最初に企画政策課、次に環境対策課から、それぞれこちらからお示した質問に対してご説明をいただきました。

これまでのところで、委員の皆様、何かプライバイないし重ねての質問、何かございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

#### 【委員】

ご説明ありがとうございます。また、日頃から行政の皆さんが大変ご苦労いただいていることをよく分かっているものですから、ご質問しづらいところはあるんですけれども、今、ご回答いただきました25のところ、マンションの管理組合のところ、今までの目標が満足度であったり交流会ということで、これは、マンション居住者のためのものだけなのか。そうじゃなくて、住民が戸建ても含めて地域としてマンションとうまくやっていくためにつくっているものなのか。どちらなのでしょう。

#### 【住宅課長】

これは対象としては、主に分譲マンションの居住者でございます。また、そこで構成される管理組合等ということになってございます。

#### 【委員】

ありがとうございました。

地域で問題化されているのは、やっぱりマンションと戸建て住民の、後から入ってきた住民だったりそういう方々との環境問題だとか、ごみの問題だとか、災害時の対応ですとか、そういうものがいろいろと問題化されている中で、なぜマンションに住んでいる方だけのための対策というのか、認定マンションはいいマンションだよと。ただ、それを売買するときには、地域にとってそれが何の意味があるのか、価値があるのか。どうしてもそこが拭えない、なぜ行政がマンションだけのためにやるのか。やるのであれば、もっと地域と関連した内容というか、その評価基準をつくっていただいて評価していただくべきではないのかなというのがどうしても拭えないんですけれども、いかがでしょうか。

#### 【住宅課長】

今、委員ご指摘のとおりで、マンションが中心とはなっておりますが、まずマンションの戸数ベースなんですけれども、新宿区内の建物のもう90%に近い戸数と、割合というふうになってございます。

また、新宿区民の9割近くもこのマンションに住んでいるというような実態がございまして、地域社会を形づくっている建物が、ほぼマンション等の共同住宅ということになっていきます。もちろん戸建てもございまして、そことの関連も大事、ご指摘のとおりでございまして、先ほど「新宿区マンション管理適正化推進計画」、その中の目標の3つある中のもう一つのところで、「管理組合または自治会が、地域住民と共に地域活動を行っているマンションの割合の現状」というものがございまして、これが平成28年度の調査時点では39.7%というご回答でした。これを、目標としては60%に高めると。

やはり大きなマンションですと、その中で自治会ができて完結する場合がありますけれども、まちと全ての建物はつながっておりますので、これは地域との関わりなくしては、防災ですとかコミュニティの活性化、区もこれを推進してございますので、こういうところを現実的に進めていくためには欠かせない点でございまして、このように目標の指標としても掲げているところでございます。

また、マンションの関係の情報サイト、これも地域振興部と、あとは危機管理担当部、それから住宅課が所属している都市計画部、この3部がしっかりと連携をして行えるように、マンションに関わる施策をしっかりと情報発信していこうということで、「マンション暮らしニュース」という、ご登録いただければ毎回プッシュ型でご案内をするというような仕組みも構築したところでございます。

今後は、さらにこれらを積極的に活用しまして、様々それぞれの部署で施策を出して、連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。

#### 【委員】

ありがとうございました。

既存のマンションに対してこれから取り組むことについては、よく理解ができました。

ただ、建築基準法での先ほどの30年の修繕積立金も含めて、ある程度法律で決まっています、それを守っているか、守っていないかの判断のところもあると思います。守っていない

ところに対しては全面的に指導というのが厳しい対応をされるべきかなと思いますし、あとは今まで新宿区というのは、どうしてもファミリータイプ向けの面積ですとか、戸数の制限ですとか、駐輪場対策の制限ですとか、そういうものが若干遅かったというのか、後れがあったことが事実なのかなというのが1点あります。

今後の計画に対して、また今後の新築に対して、どのように規制というのか、ご検討されているのか。できてしまってから管理をして、手間を取るのではなくて、できる前にそれがきちっと担保されるというものに対しては、どのようにお考えでしょうか。

#### 【住宅課長】

まず、新築の建物に対して、今後どのような規制といいますか、取組を行っていただくように働きかけていくかというところで、今、「マンション等まちづくり方針」を策定することで進めてございます。これらの中で、作る際の色々なお願い事ですとか、そういうものを決めて、ルールを決めていければなというところで進めているところでございます。

また、今ご回答申し上げたのは比較的大規模なマンション等が対象ですが、小規模なものにつきましては、これはこれで、また地域でいろいろと課題もございます。具体的にはワンルームマンションなんですけど、これは、もうワンルームマンション条例ということで長らくやっておりますけれども、これについては一定の効果が出ているのかなど。

ただ、最近、ぎりぎりのところでなかなか対象とならないような建築物も散見されますので、そこについても、条例も、例えばちょっと見直しを考えていくというようなことも進めてまいりたいというところでございます。

#### 【委員】

ありがとうございました。

#### 【部会長】

ほかにこれらの事業に関して、もし委員のほうからありましたら、質問等お出しください。いかがでしょうか。

#### 【委員】

先ほど、70年代、80年代の建物が2,200とあったと思うんですけども、その中で、要はきちんと、例えば大手の管理会社さんとか入っていらっしやって、きちんと修繕金、積立金もあって、管理もある。そういうところもあると思うんですね。

そういうところがどのくらいあって、残りがどのくらいで、なので、何か認定マンションというのをやられて、それが年間5件積み上げていけば大丈夫という、その辺がちよっと何かつながりが分からなかったんですけども、ご説明をお願いできますか。

#### 【住宅課長】

先ほど2,200と申し上げたのが、まず、平成28年度のときに行いました新宿区のマンション実態調査の対象となる棟数でございます。

このうち、40年以上経過したマンションが1980年代、1981年ですともう43、4年になりますけれども、それ以前の1970年、もう50年過ぎたもの、こういうものが含まれています

よということで、これは約3割ということになってございます。

また、これはアンケートのご回答をいただいた結果でございますので、東京都のほうで令和2年4月から、マンション管理状況届出制度というものを行いまして、すぐにその後、各基礎的自治体のほうに事務の委任をされまして、現在は区で行ってございます。

これの中で、届出の対象のマンションが、昭和58年12月31日より前に新築されたマンションというふうに限られています。これはなぜかと言いますと、これ以前のは、区分所有法の中に、マンション管理組合の規定というものがございませんでした。ですから、管理組合がなかったり、あっても加入をしていないと。今は管理組合を作れば、必ず全ての区分所有者が加盟しなければいけないと法律で定めがあります。これがなかったマンションということは、管理がちゃんとできていないんじゃないかと、管理の基本となる管理組合の運営ができていないだろうということで、これらの時代のものを、東京都としては調査の対象とした。

その結果が、当初新宿区内には850棟ぐらいその対象マンションがあるとされていましたが、直近、今年3月31日未現在で、対象マンション数が結果的に637でございました。これ、分譲マンションが対象なんですけど、調べてみたら賃貸であったとか、オフィスであったとか、住宅でなかったというものを除くと、850から637に減ったわけですけども、このうち届出義務を課しましたので、どれだけ届出が出たかというところでございますが、同じ3月末現在で562件が届出済みでございます。そうすると、約9割が届出済みで、この中で管理組合があるとお答えいただいたのが94%。それから、管理規約もありますよというのが95%。それから、修繕積立金もちゃんとありますよというのが93%。それから、修繕の計画、大規模修繕工事の計画もちゃんと作っていますというのが87%ということで、そこそこのところであるんですが、とはいってもやっぱり100が本来でありますので、この100に向けた実態調査、あとはまたお返事をいまだにいただいていない残りの10%、ここについては、毎年80件ほど訪問調査をしていると。それから、届出が出てきたんだけど、100%にっていない部分です。組合がないですとか、その必須16項目、先ほど認定の条件、これのうち1つでも欠けていけば、マンションの管理不全の兆候があるということで、これも現地へ赴いて加入者を探しまして、ヒアリングを通して促すというところをやっているところでございます。

#### 【委員】

80棟ほど課題があるとか、もしくは返信がないマンションがあつて、その人たちに対していろいろと促していくことで、年間5件ぐらい認定マンションができて、それがずっと続けば、16年後にはなくなるかもしれないということですかね。

#### 【住宅課長】

確かに5件、おっしゃるとおりしていけば、いつかはというところなんですけど、その分高経年マンションがどんどん増えていきますので、現在東京都も、先ほどは昭和58年12月31日以前ということだったんですけど、以降も区分所有法がもうできていたので、管理組合

があるだろうというマンションに対しても、もう既に高経年化していることには変わりありませんので、今後はこちらも今後対象にしていこうというような方向も打ち出されておりますので、全ての分譲マンションについて届出の義務が課されて、実態が明らかになっていくと思いますので、それに並行して早めに手を打たなきゃいけないような事項については、施策を打っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

なので、現時点では5件ずつやっっていこうというところでございますが、5件でまだ十分というふうには考えておりません。

**【委員】**

分かりました。ありがとうございました。

**【部会長】**

ありがとうございました。

**【委員】**

ご説明ありがとうございました。

マンション、分譲マンションにつきましては、管理組合というのも分からずに、入った後から管理組合とは何なの、管理会社にお任せすればいいんじゃないかという方が多いと思いますので、こういった管理セミナーを開いてくださること、あるいは交流会の開催と、とても素晴らしいことをなさってくださっていると思います。

このセミナーに関しては、募集というか、どのような形で働きかけていращやるのか。開催の参加の人数をもうちょっと増やしたいとか、何かそういう働きかけとかありましたら教えていただきたいと思います。

**【住宅課長】**

マンション管理セミナーや交流会、入居者の交流会ですね。これにつきましては、28年度のときのマンション実態調査対象としたマンション全てに、ご案内を毎回送っているところでございます。年にセミナーが3回、交流会が2回ございますけれども、この5回です。毎回数千軒に対してご案内をしているところでございます。大体4、50名の方がご参加、会にもよって大分違うんですけども、テーマによって、ご興味いただくテーマ等が違いますので、そのぐらいの実績があると。

今後はさらに多くの方に知っていただきたいというところで、先ほどのようなマンションくらしニュースですとか、そういうようなデジタルツールを使った配信による周知です。こういうものを中心に、さらに啓発に努めてまいりたいと考えております。

**【部会長】**

よろしいでしょうか。

**【委員】**

ありがとうございます。

あと、先ほど3つ、管理計画認定マンションのこと、地域活動についての推進ということで、3つのうち2つのご説明をいただいたんですが、3つ目もよろしければ教えていただけ

ますでしょうか。

**【住宅課長】**

「マンション管理適正化推進計画」の目標の指標が、実は目標としては3つございまして、それぞれの目標に1つまたは2つの指標が定めてございます。

これは全て読み上げますと、まず、目標が「自主的かつ適正な管理組合の運営の促進」ということでは、「管理組合があるマンションの割合」、それから「管理規約があるマンションの割合」。

それから、目標の2つ目、「安全・安心なマンションの維持修繕の促進」というところでは、指標が「30年以上のスパンの長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定しているマンションの割合」というものがございます。

最後に目標3ですが、「多様な世代、国籍を踏まえた良好なコミュニティ形成の促進」という目標に対して、指標が2つございます。

1つ目が、「居住者名簿があるマンションの割合」。

それから、「管理組合または自治会が地域住民と共に地域活動を行っているマンションの割合」というような指標になってございます。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【部会長】**

今読み上げていただいた目標が記載されているのは、適正化推進計画ということですか。

**【住宅課長】**

さようでございます。新宿区マンション管理適正化推進計画というものを、今年の2月に策定してございます。

**【部会長】**

分かりました。

よろしければ先に進めてまいろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、27番、経常事業394番の事業について、こちら、3部署ご担当ということですが、こちらのほうのご回答をお願いいたします。

**【危機管理課長】**

危機管理課長です。

我々のほうで計画関係をやっておりますので、私のほうから回答させていただきます。

今回、空き家対策の推進について、予算執行率が低かったという点でございます。

これにつきましては、当初は平成30年につくりました空き家等対策計画、こちらが5年を過ぎまして、見直しを行おうということで考えていたところでした。

しかし、昨年6月に、空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらが一部改正されて、12月に施行されたということがございました。

この法律の中でいくつか改正があったんですけれども、大きな改正の一つとして、管理不

全空家、空家で放置をしておいて、このままでは特定空家につながってしまう、特定空家の一歩手前の空家に対して、指導勧告をするようにというような改正がございまして、こういった概念というのは、現在の条例では定義はないというようなところで、ちょっとこれは条例からつくり直さないといけないだろうと。そうすると、計画の見直しというのは今回中止をして、まず条例改正をしようということになりまして、そのための予算計上、計画に関する有識者会議の報償費、もしくは、または冊子をつくる需用費、こういったものを執行をしないで、計画のほうは延期という形にさせていただきましたので、今回この予算執行率が低くなるという原因になったということでございます。

以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。

では、もし委員のほうから何かありましたら、そのタイミングでご発言等いただければと思います。

続いて、28番の経常事業395番について、衛生課のほうからご回答をお願いいたします。

**【衛生課長】**

28番についてご回答申し上げます。

まず、民泊の区を取組効果の評価というところでございますけれども、経常事業取組シートの中の395番になりますけれども、こちら、民泊の新宿区の件数として、3月15日時点で2,107件という記載がございますけれども、実はその後、5月31日現在で、これが2,364件まで、この2か月で200件以上増えてございます。

日本全国の民泊の件数というのは2万4,000件ほどございまして、日本の約1割弱の民泊が新宿に集まっているという状況でございます。

そういった中で、令和5年度443件の苦情がございましたけれども、一件一件こちらのほうできめ細かに、例えば現場に行ったりですとか、運営会社への聞き取り等を行いまして、丁寧に対応しているところでございます。

解決までに時間がかかるようなものもございまして、根気よく対応させていただいておりまして、そういった区の監視指導に基づいて、民泊の適正な運営というところの確保につながっているのかなというふうに評価をしております。

2点目といたしまして、今後どのような取組というところでございます。

こちらの民泊の届出に関しましては、ルールブックというものを運用してございまして、こちらで届出いただく書類の内容ですとか、そういったものをご紹介、ご案内をしているものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、民泊の届出件数というのは非常に増えているという状況で、一件一件新規の届出の審査をするにも、なかなか業務が逼迫しているというような状況でございます。

そういったところもありまして、今現在ありますルールブックの内容についても、例えば

質問が多いところですか、分かりづらいようなところを、さらに分かりやすく改訂をしていくことで、届出の確認の事務の効率化を進めていきたいと思っています。効率化を進めることでできる余裕、マンパワーを、さらに苦情ですとかそういったところに振り分けていきたいと思っています。

また、新宿区の民泊に泊まる方というのが、非常に外国人の方が多うございまして、宿泊者に対する外国人の割合でいきますと、日本全国で 48%ぐらいなんですけれども、新宿区に限ると 95%になります。その外国人の方に対する、例えば大声を出さないとか、歩きたばこをしないとか、そういったご案内をしっかりとしていく必要があるというふうに考えておりまして、今のルールブックの中でも、4か国語で宿泊者に対してご案内してくださいねということで、日・英・中・韓の訳文を掲載しているところがございますけれども、今後は、例えばイラストとかピクトグラムですとか、そういったものを使って直感的に日本の民泊で宿泊する上でのマナーをしっかりと守っていただけるように、改訂を進めていきたいと思っています。

以上でございます。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

今、2つ取り上げましたが、もう一つ進めたいと思います。

番号としては、29 と、それから 33、こちらは、ごみ減量リサイクル課ご担当ですので、それぞれ経常事業の 396、403、それから 33 番は経常事業の 405 の事業ですけれども、事業としては3つになりますが、番号としては 29 と 33 について、ご回答のほうをお願いいたします。

#### 【ごみ減量リサイクル課長】

初めに、路上喫煙の対策推進についてのパトロールのお尋ねでございます。

こちら、仕様上は変えてございまして、配置数につきましては減らしてはおりません。

ただ、昨年度あたりから、効果的に運用を行うために、路上喫煙が多い場所というところで場所を把握した場合、または区民の方から情報提供いただいたときに、そちらのほうにパトロール員の方を重点的に配置するような形で、情報共有を事業者とさせていただいている。

そのために、反対に申し上げれば、皆様方がこれまでは見ていたところからちょっといなくなっちゃったわねというところがあったかもしれませんが、そういった理由で、配置は減らしていないというところがございます。委員の皆様方で、路上喫煙が目立つようなところがあれば、情報をご提供いただければ、そちらのほうに重点的に参りますので、お願いいたします。

次に、路上喫煙対策とポイ捨て防止、こちらのほうの2事業の経費の内訳をというところでございます。

まず、路上喫煙対策の推進についてですけれども、ほぼ委託業務のほうで、委託経費でか

かってございまして、一番多いところが路上喫煙禁止パトロールの委託、こちらが8,786万316円の決算実績でございます。

次に多いのが、喫煙所の清掃委託。公衆喫煙所を駅周辺中心に7つ新宿区で管理してございますけれども、こちらの清掃委託でございます。2,428万80円の実績です。

次に多いのが、喫煙所内灰皿清掃及び廃棄物の処理委託ということで、さきに申し上げた喫煙所の灰皿清掃、廃棄物の処理です。1,846万6,140円というところで、そのほかには路上喫煙禁止を啓発するためのフラッグですとかティッシュ、路面タイルを掲出する、こういったところの委託、さらには事務用品、こういった経費で構成しているものでございます。

次に、ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの経常事業の経費、主なものでございますけれども、こちら委託経費が中心でございまして、基本毎日やっております。区のほうで定めさせていただいている美化重点地区の道路清掃、この業務委託が1,928万1,240円。

次の業務委託で多いところは、大久保地域環境混雑対策業務委託、このうちのごみ減量リサイクル課としまして、土日祝日、ゴールデンウィーク、お盆休みの巡回とともに、ポイ捨てされているごみを清掃していただくところを担っておりまして、1,257万6,080円。

次に、美化清掃用品啓発物品、ごみ収集委託、こういったところの経費にかかっているという構成、主なものでございます。

次に、質問番号33の自動販売機についてのお尋ねでございます。

ここでは、条例によりまして、自動販売機設置者は、区に自動販売機の届出が必要ということで、届出をいただいております。区は、設置者と設置場所を把握しているところでございまして、自動販売機の付近の空き缶等の散乱が著しいという情報を得たところで、設置者に対して適正な管理、指導を行っているところでございます。

この中の経費としましては、事務用品というところでございまして、主なものは、そういったところを巡回する旅行経費、職員の旅費、また消耗品費というところの事業経費の構成でございまして、予算現額が10万8,000円のところで、ほぼ、大きな理由としましては公用車を使った職員の巡回ができていているというところで、旅費を使わなかった実績によるものでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

**【部会長】**

ありがとうございます。

33については、質問、もう一つのポイントで、取組の実効性についての評価の点についてはいかがでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

失礼しました。そうですね、全部の分析が完全にできているわけではございませんけれども、変わらず来街者の方、インバウンドの方が増えている中で、ポイ捨ても増えてきてございます。

自動販売機のみならず、そういった要素がございまして、なかなか評価というのが難しい

ところではございますけれども、一旦はこの事業の中で、自動販売機の横や付近にリサイクルボックス等を置くことを設置者にご協力いただいているところでございますけれども、まだ十分ではないというところ、また、置いたとしても様々な課題があるというところを、今、事業者、また全国の清涼飲料連合会、こういったところとの協議を進めていながら進めていきたいと思ってございまして、一定の効果はあるものの、まだ課題があると。ないところ、多いところ、今後もしっかり進めてまいりたい。そのように考えてございます。

**【部会長】**

ありがとうございます。

そうしましたら、すみません。今ご説明いただいた事業、29、30、そして32、この3つご説明いただきましたが、これらにつきまして、委員の皆様から何かご質問やリプライ等ございましたらご発言ください。

**【委員】**

すみません、405の自動販売機対策の推進のところなんですけれども、最後におっしゃったところがこういうことなのかなと理解したので、正しいか確認なんですけれども、何か最近、やっぱり自動販売機のごみ箱に、缶とか瓶とかペットボトル以外のものを捨てちゃうという問題というのが結構多いじゃないですか。そういうあたりというのは、やっぱり課題とかその辺で、指標と考えられる意義があるという理解でよろしいですか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

まさに委員おっしゃっていただいているとおりで、リサイクルボックスをせっかく働きかけて置いていただいても、ほかのごみが捨てられてしまうというところで、大変課題になっているところでございます。

このところ、今、新機能のリサイクルボックス、ごみ袋とかそのほかのものはなかなか入れにくいようになっているボックスも、今、進められているところでございまして、さっきのお答えとちょっと重なるところがございますけれども、それを専門の業界のところとかと、今、協議を進めているところで、設置者にそうしたものも促してまいりたい。そのように考えているところです。

**【委員】**

理解しました。ありがとうございます。

**【部会長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**

今の路上喫煙のところ、当初は条例で、たしか罰金・罰則を設けていたかと思うんですけども、そういう年間何人ぐらい、そういう罰則を与えたというのか、取締りをしたというのか、それによって効果が出ているというのものもあるんでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

今、委員ご指摘の路上喫煙、歩きたばこ、これに対する罰則というのは設けてございませ

ん。設けているのはポイ捨て防止のほうでございまして、ポイ捨ての防止重点地区、新宿駅周辺、東口、西口、歌舞伎町、高田馬場、こういったところでポイ捨てすると罰則をいただくというところで規定をしているものでございますが、いずれにしても適用は現時点でないというところでございます。

**【委員】**

ちょっと戻って、28番の民泊のところもいいですかね、質問しても。

先ほど丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

民泊を、届出を出していただいて、審査をしてということで、ご苦労があることだろうなというふうに察します。

逆に民泊が始まったときに、申請を出さないで民泊をやっている。それに対して区と警察と一緒に行って対策をとということでお話を聞いたことがあるんですけども、今現在は申請を出さないでやっているようなところがまだあるのかどうかと、そういった適正な処理をされているのかどうか教えていただければ助かります。

**【衛生課長】**

今、お話しいただきました、届けを出さないでやっている民泊というのが、いわゆる違法民泊というふうなことになるまして、この経常事業のシートでいきますと、違法民泊に関する内容、144件というふうにあるんですけども、苦情全体の3分の1くらいがこの違法民泊に関する内容です。

違法民泊は、旅館業法の違反ということになりますので、そちらについてもこちらで所管をさせていただきますので、違法民泊の通報、こちらにあった場合は、こちらで現地を確認させていただいて、対応させていただいているところでございます。

**【委員】**

なかなか対策をしてもやめないという、最初の頃はあったように聞いたんです。最近はどういうことはないんでしょうか。

**【衛生課長】**

最近ですと、現地に行って、業者と直接折衝してということで、しつこくやり続けるという事例は、最近はないという状況でございます。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【部会長】**

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、少し先に進めてまいります。

資料に戻りまして、30、そして32、この2事業については、環境対策課ご担当ということですので、30については経常事業の397番事業、それから32については経常事業404番事業について、この2つについて、環境対策課のほうからご回答願います。

**【環境対策課長】**

まず、30番「公害の監視・規制・指導」についてですが、まず、根拠としては、大きく2つに分かれます。

1つは、環境法令が直接区長に対して様々な調査等を求めているもの。もう一つは、都道府県知事に対して求めているんですが、いわゆる特例条例という言い方をしますけれども、都知事が各区市に対して、その一部義務を、お金を払っていただけて下ろしている。その2つがございませう。

ですから、根拠としては、大本の根拠は、例えば大気汚染防止法であったり、水質汚濁防止法であったりという法律なんですが、直接区長に権限がございませうものと、都知事を介して下ろされているものという2つがございませう。

この公害の監視・規制・指導というのは、公害による被害が出る前に、様々な調査等を行うことによって、その未然の防止をしていこうという制度の立て付けになっているところだございませう。

具体の取組ということなんですけれども、例えば各種法令で定められる工場などで適正な機械のメンテナンスが行われているか、設置における基準が守られているか、適切な燃料が使われているか、そういったものを調査するとともに、法律に定められる様々な規制、振動ですとか騒音ですとか、そういったものが超えている際に対しては、勧告・指導を行っていく。そのような形になっております。

続きまして、32番「カラス等対策」の中の、まず「等」についてでございますが、このカラス等対策というのは、動物愛護法の特例事項を担保するためにつくってある事業でございます。具体的に申し上げますと、動物愛護法では、全ての動物を虐待してはならない、無許可に殺してはならないという規定がございませうが、被害が生じている際については、一定の手続を取った上で、その駆除等を行っていいという決まりになっています。

この場合のカラス等の「等」は、被害を及ぼすであろう特定外来種及びそれに類する動物、ハクビシン、アライグマ、こういったものが含まれております。こういった動物に関しては、被害、例えばごみを荒らしてしまうとか、屋根裏にすみついて臭いやふんをまき散らすといったようなことがあれば、駆除の対象となります。また、カラスは人を襲っている状況などが確認された場合には、駆除の対象となります。この事業においては、こういったことを行っているところだございませう。

後段のネズミ対策については、本日は偶然にですけれども、ネズミ対策をこれまで取ってきた担当課長と、去年新たにネズミ対策を取った課長が同席しておりますので、参考の発言を求めたいと思ひます。

**【部会長】**

では、お願いいたします。

**【衛生課長】**

ネズミ対策、衛生課で所管しておりますので、補足でご説明させていただきます。

住宅街でのネズミの被害ということだと、大きく屋外で生息をするドブネズミが、例え

ば庭に巣穴を掘ったり、ごみを荒らしてしまったりですとかという被害。

もう一つは、家の中に入り込んで、家の中の食べ物を食べたりとか、家の中に巣をつくって夜中に暴れているとかというクマネズミの被害。大きく外のドブネズミか、家の中のクマネズミという被害が非常に多いかなと認識してございます。

いずれのパターンについても、衛生課のほうにご相談をいただければ、それに対する助言ですとか、毒餌とか粘着シートのサンプルのご提供ですとか、あまりに被害が大きいということになりますと、専門業者に依頼をするような形になりますけれども、業者もいろいろありますので、信頼できる業者を衛生課のほうでご案内をするというような形で、対策として行っているところでございます。

#### 【ごみ減量リサイクル課長】

ごみ減量リサイクル課でございます。

ネズミ対策でございますけれども、昨年実施させていただきましたので、当課からもご説明申し上げます。

大きく3つの対策を実施いたしました。

衛生課から、執行委任を受けまして、歌舞伎町の1丁目及び2丁目、また、新宿5丁目の一部を今回は対象とさせていただきまして、環境調査、また一斉の駆除、そしてごみ対策の事業者への働きかけ、こういった大きく3つの対策を取らせていただいています。

簡単に申し上げますと、環境調査のところでは、やはりごみが捨てられる場所への漁りが多いということで、そういったところを、事業者への働きかけとしまして分かったところ、指導させていただいて、できるだけネズミが入らないような形で蓋をつけていただくごみの捨て方ですとか、事業者と契約いただいていますけれども、収集の時間にできるだけ出していただく。道路とか保管場所に、長期に屋外にごみを出しておかないような形を取っていただくように指導させていただきました。

また、一斉駆除の対策につきましては、今、申し上げた地域の中に204か所、殺鼠剤つきの餌をセットさせていただきました。これを2か月間、本年の1月から2月にかけて実施させていただいて、ご協力いただいたところ、また、区でやっとのところで置けた公道の中で、204か所のうち、約20%強のところ、殺鼠するような形が取れた、餌が減っていったというところが確認取れました。そういった確認が取れたところの地点を中心に、事業者を回らせていただきながら、ごみ対策、またネズミそもそもの対策というところを進めさせていただいたと、そのような内容でございます。

以上でございます。

#### 【部会長】

どうもありがとうございました。

そうすると、あれですかね。すみません、後で質問が出るかもしれないですけども、この404番との関連では、ここの中にはネズミは入っていないけれども、他の取組で対応されているというのがお答えであったという理解でよろしいでしょうか。

**【環境対策課長】**

部会長のおっしゃるとおりでございます。

**【部会長】**

ありがとうございます。

そうしましたら、また質問の機会、しばし進めてから設けたいと思いますので、また進めさせていただきまして、次の事業であります。

通番 31、経常事業の 398 番、こちらが建築調整課ご担当の事業になりますけれども、こちらについてのご説明をお願いいたします。

**【建築調整課長】**

建築調整課長でございます。

アスベスト対策についてご説明させていただきたいと思います。

ご質問の中で、実績の件数が新宿区内の実績としては少なくないのかというところでの、その評価というところでのご質問でございます。

このアスベストの対策といたしまして、吹きつけのアスベストに対する調査員の派遣、調査費の助成、あと工事費の助成ということで、傾向的にまいりますと、まず、調査員の派遣というところで、一般的に解体工事等行う前に、吹きつけアスベストの含有について調査をするというところで、平成 29 年から派遣制度というものを開始いたしまして、派遣をしているという状況でございます。

あと、調査費助成というところがゼロというところ、こちらにつきましては、平成 22 年から調査費助成というものを行っておりますが、平成 29 年に調査員派遣の制度をつくりまして、派遣と、調査の助成の違いといいますと、いわゆる派遣はお申込みいただきましたら、委託の業者が現地のほうに行きまして、アスベストを採取して含有の調査をします。こちらの含有調査というところにつきましては、派遣をせずに、建て主さんのほうがアスベストの含有の調査をいたします。その調査の費用に対して助成をするというもので、平成 29 年以降、派遣で行ったほうが、建て主さんが実費でお金を出すということがありませんので、ゼロというような状況が続いている。派遣のほうで調査をしているというような状況でございます。

それと、除去につきまして、こちらにつきましても、実績、年度ごとにばらつきがあるというところで、こちらにつきましては、いわゆる解体なり、いわゆる囲い込み等の対策をする際に助成をするというものでございますので、新宿区内、建物多うございますけれども、全ての建物が吹きつけのアスベストがあるというところではまずございません。鉄骨の吹きつけ等で、アスベストが吹きつけのあるものに対して除去するときの助成という制度になっております。

ただ、建て主さんのほうの事業スケジュールの関係で、この助成につきましては、事前に申請をいただいた上で、量であるとか場所、そういうものをしっかり審査した上で、金額等どのくらい出ますよというのを確定した上で工事をするということで、急ぎで解体をした

いという事業者さん、建て主さんからしますと、その時間の余裕がないというような場合には、申請をされずに除却をしてしまうというような、当然アスベストの対策をして除却工事をするというところで、申請に至らないというようなところもございますので、そういう意味で、相談等は年間 100 件前後いろいろご相談をいただくんですけども、それに該当するとかしないとかというところで、年度ごとに件数がまちまちとなっているというところがございます。

そのときに、どう評価しているかというところでいきますと、決してこの数字で満足できる数字というところでは考えてはおりません。ただ、申請があって、それに対しての助成なり派遣というところになってきますので、周知のほうがより一層必要かなというところでは考えておりますので、今後もこちらのほうで把握している吹きつけアスベストの施設の方には、ある程度の時期を踏まえて周知のほうをしていって、最終的には区内に吹きつけアスベストがなくなるようにというところで進めていきたいということで考えております。

**【部会長】**

ありがとうございました。

そうしましたら、今、取り上げました 30 から 32 について、委員の皆様の方から何か質問ないしリプライございましたらご発言ください。

いかがでしょうか。

**【委員】**

いろいろご説明ありがとうございます。

ただ、様子を見てみると、結構これは空き家対策と、それからごみの問題と、そのほかにもいろんなところで関連している問題だと思っています。

特にうちの町会なんかでは、なかなかやはり住んでいる人がごみの出し方をきちっとやっていない。それから、通りがかっている人が勝手に入れちゃうというのがあるので、連携して取り組んでいただければありがたいなと思います。

**【環境対策課長】**

今、委員からありましたように、様々な角度から対策を打っていかねばならない事業、現状だというふうに認識しております。ネズミ対策についてはそれぞれの担当課がお互いに連携しながら打っていくべきものだと思っておりますので、これからも様々な取組を通じて対策を取っていきたいとお答えをさせていただきます。

**【部会長】**

ほか、いかがでしょうか。委員の皆様、よろしいでしょうか。

そうしましたら、進めます。

また 3 つであります。34、35、こちらについては経常事業の 407 と 408 番、それぞれ住宅課がご担当の事業。そして、その次、36 番、経常事業の 410、こちら、建築指導課ご担当の事業ということでありますので、この 3 つ、取り上げたいと思います。

最初に、34、35 番、中盤のほうですけども、2 事業について、住宅課のほうからご説明

願います。

【住宅課長】

住宅修繕工事等業者あつ旋事業でございますけれども、昭和 60 年からやって、今年で 40 年目の事業でございます。

これは、目標といたしましては、新宿区の住宅マスタープランの基本目標の中の一つに、住生活の質の向上というものがございます。その中で、具体的に居住性の向上に向けた住宅リフォームの促進ということで、先ほどマンションのところで申し上げましたが、戸数ベースでいうと約 9 割がマンションであるんですけれども、残りの 1 割が戸建てというところでございます。

戸建ての場合は、ご自身で全て建物の管理をしていくというところで、なかなか小さな工事から大規模のところまでやりますが、建ててから既に造っていただいた工務店、もしくは建設会社なんか、もうそこ縁が切れているようなお宅については、どこに修繕等を頼んでいいかわからないという一定の需要数がございます。実績で申し上げますと、令和 5 年度は 98 件受注してございまして、完了まで至ったのが 47 件、1 件当たりの平均の工事実績額が 84 万 5,000 円ほどというところになってございます。

これ、その前の 4 年度、3 年度を見ても、大体完了件数でいうと 50 件、令和 3 年度が 51 件ということで、大体のそのぐらい定量があるというところがございます。金額については、ちょっとコロナ禍だったということもあって、3 年度は 1 件当たり 21 万ということで少なかったんですが、なかなか大手のところを受けていただけないようなところ、こういうところに地域の責任を持って総受けをしていただけるような、地域に根差した工務店、ここを新宿区のリフォーム協議会という形を取りまして、4 つの団体が輪番制で工事を受けると。その 4 つの団体のうち、一番大きなところが窓口になって、区からのあつ旋といいますか、実際には連絡、区役所のほうに区民の方からご要望いただいた場合には、その代表の工務店さんにかけて、そこが当番になっているところで、工事内容から見て適している工務店、そういうところをご案内すると。

あくまでも民間と民間の契約でございますので、お話し合いいただいて、見積りなんかを見た上で、契約に至れば工事に行くということでは、直接的な区によるあつ旋ということではないんですけれども、先ほどのように一定の需要、それから、住宅マスタープランに掲げる、しっかりとした住宅に住んでいただくための居住性向上に向けた住宅リフォーム促進という項目が具体的に掲げてございますので、今のところは需要があるのかなというところで進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、35 番の事業住宅の管理運営の経費の内訳でございます。

まず、この事業住宅というのは、新宿区のまちづくり推進事業ということで、地域の防災性の向上、市街地再開発等で立ち退きを余儀なくされた方を対処に、2 年以上そこに住んでいた方ということであれば、ご希望によっては区が持っている事業住宅、もしくは借り上げ型もありますが、こういうところにお移りいただきまして、引き続き比較的その地域に近い

ところ、もともとの場所に近いところで生活をさせていただくための、そういうことを目的にした住宅というところでございます。

5年度の実績につきましては、7,483万5,998円ということでございますけれども、内訳といたしましては、まず建物の修繕、維持管理、これが非常にかかります。特に5年度は大規模修繕を行いました。屋上防水ですとか壁の補修、そういうものがございましたので、6,900万ほど、通常の管理と特別な工事、大規模修繕の工事がかかってございます。

また、借り上げ型の住宅がまだ一部残ってございまして、こちらをオーナーから借り上げるための賃借料です。これが287万円ほどかかってございます。そういうような内訳になっているところでございます。

それで、入居率でございますけれども、今年の3月末現在では、44.6%ということですが、56戸のうち25戸に入居している方がいるという状況でございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。

通番34、35について、連続してお答えいただきました。

では、続きまして、通番36番の事業につきまして、建築指導課のほうからご回答願います。

**【事務局】**

事務局から失礼します。

建築指導課は、質問がこの1問しかなかったもので、この問いについては事務局から代わりに回答させていただきます。

この建築確認申請の件数実績が新宿区の規模に対して少ない理由についての回答になります。

こちらですが、平成11年に建築基準法が改正されました。この改正の趣旨の一つに、官民の役割分担の見直しというものがありまして、これに基づいて、これ以降は指定確認検査機関という、区ではない機関においても建築の確認申請及び検査業務ができるようになりました。そういう事情がありまして、この確認申請及び検査業務については、現在、区の建築主事だけではなく、公正中立な民間機関である指定確認検査機関でも行っているのが現状です。そのため新宿区でも、区内の確認申請のうち9割以上が、現在はこの指定確認検査機関で審査が行われています。足元の実績としては、令和5年度の申請件数については、区が審査したものが25件であったのに対し、指定確認検査機関が審査したものが857件であったという実績が上がっております。

こういった事情がありまして、現在、区内の確認申請の全体件数のうち、区が審査するのが非常に少ないという状況になっております。

回答は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様からさらなるご質問ないしリプライ等ございましたら、ご自由に発言願います。

**【委員】**

408番の事業についてご確認なんですけれども、先ほど5年度の利用率が44.6%、例えば4年度、3年度はもっと稼働率があったから、その56戸を確保しておかなければいけないということなんですか。それとも大体50%ぐらいだったら、借り上げ型をなくすとか、今持っているもの、5年度だけで6,900万修繕費がかかっているということで、これからも当然修繕費がかかっていく可能性が高いので、そういうものを廃止していくという方向性はあるのでしょうか。

**【住宅課長】**

ご指摘の入居率の推移でございますが、大体ここ数年ずっと同様の約50%ほどという入居率、半分が空いているという状況でございます。

56のうち、借り上げ型が3戸ございましたが、なるべく声がけいたしまして、所有している区の建物にお移りいただけないかというところで、1件のご家族の方には移っていただいたところでございます。それで、残りは住み慣れているのでというようなことがございまして、引き続きその借り上げ型で、もともといた地域で暮らしていきたいというご意向のため続いてきたものでございますが、最近、新年度入りましてからご退去されるという方がいらっしゃいました。その方が出たことで、今、借り上げ型については、この3戸中2戸が解約いたしまして、残り1戸という状況でございます。

1戸の方については、先ほどのように住み慣れたところでということで、また非常に高齢ですので、なかなか引っ越しも厳しいのかなということで、これは引き続き借り上げ1戸が進めていくと。

問題は、残りの所有型をどうしていくかというところでございますが、区営住宅、ちょっと変わりますけれども、区営住宅のほうも、借り上げ型かなり数がありまして、これも借り上げですので、借り上げ期日がいつか訪れます。このときに、転用、事業住宅ということではあるんですけれども、公営住宅法上の区営住宅に転用を図ると、借り上げをやめた分、そこで補充するというようなところも検討をしていかなきゃいけないのかなと考えているところでございます。

ただ、一定数は、やはり今後も再開発等が見込める地域もございますので、ある程度は確保していくということで考えているところでございます。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【部会長】**

ほかに委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、個別施策のⅡ-3の③につきましては、質疑が以上となります。

所管部署の皆様、丁寧なご説明ありがとうございました。

もしこの後で、ご説明の、何か質問等ないようでしたら、以上でご退席をいただきまして結構です。ありがとうございました。

続きまして、個別施策の I-6 に関する質問、これは質問リストの番号 1 番から 22 番になりますけれども、こちらについて、所管部署の皆様、質問番号順にご回答を願いたいと思います。

そうしましたら、まずは通番 1、個別施策 I-6 のところにつきまして、生活福祉課のほうからご説明をお願いします。

**【生活福祉課長】**

生活福祉課長でございます。

セーフティネットの整備充実のところ、指標を新たに追加できないかというところがございます。

まず、今の現在の指標の 1 個目、民間事業者による就労意欲の喚起を含めた就労準備支援なんですけれども、新規支援者等の集計は、実績の把握のために行っているところがございます。それで、セーフティネットの整備とか、ホームレスの方に対しての指標というのは、難しいところは事実でございます。

ただ、今後新たな総合計画をつくる際などには、施策の評価指標として、新規支援者数を入れるとか、他のものを考えて、新たな指標を追加することについて検討してまいりたいなと思っております。

**【部会長】**

ありがとうございました。

そうしましたら、同じく生活福祉課担当の事務が続くのでありますが、こちらは通番の 2 から 6 のところ、経常事業 260 が 2、3、4、そして 5 が 261 で、6 が経常事業 262 なので、事業としては 3 つの事業になりますけれども、一続きでご説明いただければと思います。

**【生活福祉課長】**

それでは、通番でいきますと 2、3、4「ホームレスの自立支援」というところですので、これは生活福祉課長から説明させていただきたいと思います。

まず、通番 2 の地域生活安定促進事業というのはどのような内容かというところがございます。

大きく分けまして 3 つございます。

まず 1 つ目が、生活保護受給者の中で、元ホームレスの方々を対象にしているところなんですけれども、日々の生活とか行政への手続、あとは様々な手続がございますけれども、それらを支援する相談支援というものを 1 個目で挙げております。

2 つ目でございます。元ホームレスの方々ですので、保護施設等に入っている方がいらっしゃいます。アパート生活へ移行するために、地域へ戻るために支援する居宅生活移行支援、アパートを探すという支援を行っているものが 2 つ目でございます。

3 つ目でございます。元ホームレスということで、なかなかアパートの生活をどのように

したらいいのかというのが分からなかったりとかいう方も、中にはいらっしゃいます。アパートへ引っ越した後、定着を支援するための地域生活安定支援という事業を行っております。これ、本当にごみ出しの日が何曜日だとか、そういうレベルでございます。

そのほかとしましては、身体状況等から地域生活が難しい、例えば高齢者の方々に、養護老人ホームを勧めるために、見学とか入所の支援を行っているものが地域生活安定促進事業というものでございます。

次は、通番3番の、ホームレスの人が新宿区民じゃない場合はどうしているのか。そのほか役割分担とかどうしているのかというところでございます。

安定した住居を持たないホームレスの方々というのは、ほとんど区民ではございません。流入型という言葉を使っていますが、新宿は大規模な都市でございますので、地方から出てきた流入の方が多いかなと思っております。現在地保護という言葉なんですけれども、区民か区民ではないかにかかわらず、現在いる場所で生活に困ったら福祉事務所に相談しに行くというものがございます。なので、今いるところの役所に行くということですから、新宿区内でホームレス状態の方は、新宿区に来るというところでございます。だから、豊島区でホームレス状態の方は、豊島区が対応するというので、各区市町村にて相談対応をしております。

それで、連携なんですけれども、本当に個別必要なものが違ったりしますので、例えば、そのホームレスの方が生活保護をほかの自治体で受給していたなんていうお話を伺いましたらば、その元いた場所の自治体に、どんな方でしたかという問合せをしたりとか、連携をしながら対応をさせていただいております。

続きまして、4番のところです。食料等の支給と一時給食宿泊所、どのような取組をしていますかというご質問でございます。

具体的に言いますと、食料等の提供、何をしているかといいますと、生活保護の利用や緊急一時給食宿泊所、ご飯が出る宿泊所というところでございます。保護を希望しない方も中にはいらっしゃいます。そういったホームレスの方々に対して、乾パン等の非常食を提供しています。ただ、これは福祉事務所の隣の「とまりぎ」というところで事業を行っているんですけれども、乾パンをあげているだけではなくて、乾パンを渡すということは、生活に困っていますよね。こんな困る前に、まず生活保護を受けませんかという勧奨も行い、同行も行っているというところでございます。

2つ目で、具体的な取組の内容というところなんですけれども、宿泊の支援を希望した方、ご飯つきの宿泊を希望した方のホームレスの中で、生活保護制度の利用を希望しない方も実はいらっしゃいます。なので、その中で、宿泊所で保護と食事の提供を行っているものです。法外と呼んでおります。生活保護の法外で対応しているというところでございます。

ただ、そのの方々につきましても、その後定期的に来庁していただきまして、生活状況、収入、就労はどうですかとか、そういう聞き取りも行いまして、必要に応じまして生活保護へ必ずつなげるようにしている次第でございます。

### 【保護担当課長】

項番5番の経常事業261番について、保護担当課長の私からお答えさせていただきます。

小・中学生とその保護者を対象とした支援の具体的な内容でございます。

具体的に申し上げますけれども、いわゆる通いの場とか居場所づくりの事業でございます。スタッフがその方のおうちに迎えに行き、お子さんと一緒にその通いの場に行きまして、四、五人グループになって、2人ぐらいスタッフがついて、例えば公園に行きレクリエーションしてみようとか、あるいは軽食とかおやつを出したりして、またおやつも一緒に作ったりとかしたりして、交流を深めていくというような事業です。

交流を深めていったり関係をつくっていく中で、だんだんお話ができるようになっていきまして、日常生活の習慣づくりというのも目的ですけれども、例えば今日、朝何時に起きたのとか、早起きするためには何時に寝なきゃいけないねとか、そういった声かけがだんだん効果的にできるようになってきているというようなものになります。

それ以外に、学習塾に関しましては、宿題を一緒に付き合ってみるとか、苦手な科目のお話を聞いたりとか、ちょっとワークブックをやってみるとか、そういったことも含めて、子供と一緒に通っているというものです。

保護者さんへの支援ということですが、送り迎えをすることで保護者さんと会えます。その中でお話をし、この通いの場での子供さんの状況はこうでしたよというお話もするんですけれども、本当に生活にくっついたような具体的な支援を行っているという事業でございます。

### 【生活福祉課長】

続きまして、通番6番の生活困窮者の自立支援の推進というところまで、取組の事業者のお話でございます。

生活支援相談窓口というものを生活福祉課では事業委託しているものでございます。これは、いわゆる生活保護に至る1個前、第2のセーフティネットと呼ばれるものを窓口で相談を受けているものでございます。

現在は、東京社会福祉士会というところに事業委託をしているものでございます。事業者の名前どおり、社会福祉士ということで、既に基本的な相談援助方法については知識は非常に豊富に有しております。そのために、相談者の悩み事に対しまして、いわゆる伴走型支援と言われるものなんですけれども、個々のケースに合わせながら適切に聞き取ることができているかなと考えております。

また、事業者の独自での研修も、やはり東京社会福祉士会ですから、多く開催しております。なので、最新の知識の習得とか制度の把握なども行い、日々スキルアップに励んでいるというところも報告を受けております。

以上になります。

### 【部会長】

ありがとうございました。

今、通番1から6について、それぞれ詳しくご説明をいただきました。

では、この6つ、通番なしの6つのところについて、委員の皆様のほうからもし何かありましたらご発言願います。

**【委員】**

事業名 260 番のところでご確認をさせていただきたいんですけども、現所在地保護というのを、先ほどご説明いただきました。そうなのかなと思いますけれども、どうしても新宿区に集まってしまう。結果的に新宿区に全部集まってきたときに、何もかも新宿区が負わなきゃいけないのかと、ちょっと疑問があるものですから、例えばそれは国からの委託、都からの委託、それに対して委託費がちゃんと賄われているのか。全て区が負担しているのか。そこだけちょっと教えていただければ助かります。

**【生活福祉課長】**

生活保護を受けた場合とか、4分の3は国のほうの補助になっていまして、その残りの4分の1が東京都ということになっております。その残りの部分が区費というふうになっております。

ただ、都でホームレスの方を相談とか保護を受けている場合ですけれども、なかなか居宅移行ができなかったりとかした場合がございます。具体的にいいますと、簡易旅館で入っております、それが例えば半年とかなってしまった場合には、いわゆる都費という区分から区費というものに変更をして、区費のほう若干増えるかなと。

ただ、そうならないように、きちんとスケジュールを立てまして、きちんと地域移行できるように指導している次第でございます。

**【委員】**

ありがとうございました。よく分かりました。

ただ、今後も増加は、いろんな意味区の負担が増えていく可能性が高いと思うので、例えばそれは都だとか国に対して物申すことはできないのでしょうか。やっぱり負担を公平にすべきだよと、人的パワーはどうしても区がしなきゃいけないけれども、でも、金銭的な負担はやっぱり東京都や国も相応にちゃんとしてもらわないとできないよというようなこともいいんじゃないかなと思うんですけども、よろしく願いいたします。

**【生活福祉課長】**

生活福祉課長です。

人的パワーも含めて、ホームレス問題というのは広域的なものだとずっと言い続けております。東京都、国には、毎年のように要望して、国と都で対応すべきだと言い続けておりますが、なかなかそこは各自治体でということもありますので、そこは平行線なんですけれども、東京都のほうにおきましては、それを踏まえまして、連携は非常に密に取っていただいております、ホームレスの連絡協議会とか一緒にやっていますので、連携はできていますけれども、要望はしっかりとさせていただいている次第でございます。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【委員】**

自立への支援ということで、住居のこともあると思うんですが、連帯保証人というのほどのようなになっていますか。

**【生活福祉課長】**

生活福祉課長です。

連帯保証人というのは非常にやはり難しいところもございます。

それで、ここ数年非常にやっぱり増えてきたのが、連帯保証人がなくて、保証会社がそれを保証しているものというところが、各不動産会社の方が提案していただいて、ご本人がその書類を持ってきて、連帯保証人がなくても大丈夫なんだというところで契約を結んでいるものが多いでございます。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【部会長】**

そのほかいかがでしょうか。

では、私から1点。

1番のことです。指標についてはご検討されてもいるというふうに伺いました。

特に指標の2、目標が「減少」となっているけれども、さっき課長のほうからご説明があったように、これは景気の状態とかいろいろな状況で浮き沈みするようなものではないかとも思いますので、ここはむしろ「減少」とすると、本当にやむを得ない事情で食い止められない、ということが発生することも考えられます。これは実行計画レベルで目標値は設定されているんですか。もしそうであれば、この上の指標1が目標を数値的に20というふうにされているので、同じような形で浮き沈みとかそういうものも考慮して、ここら辺は上回らないようにするというような水準を設定するというような考え方もあるように思うのですが、なぜそういうことを申しますかというのと、この外部評価委員会で、毎年度ですけれども、こういう定性的な目標設定の仕方というのは、客観性等にも欠けるところがあるのではないかというような指摘を聞きますので、そこら辺はもう既にご検討もされているというようなことでしたけれども、やはりその必要性は高いかなと思いますので、その面だけちょっと触れさせてください。

**【生活福祉課長】**

今、部会長ご指摘のとおり、この指標で減少とか増加とか、非常に曖昧なところがございます。

実は私、東京都のホームレス計画を見るのも携わりまして、やはり減少というのはどうなんだろうというお話が出ました。

ほかにも女性支援法というのができたんですけども、その東京都の計画を立てたときにも、やはりどうしようもなく「減少」と東京都が言って、それがそのまま出てしまっ

いるんですけれども、やはりどのくらい減少するのか。具体的な数字、部会長がおっしゃいましたとおり 20%なのか 10%なのか。それは今後研究・検討をさせていただきたいと思っております。

**【部会長】**

ありがとうございました。

もしほかにないようでしたら、先に進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、通番 7、8 番、いずれも地域コミュニティ課ご担当の事業で、経常事業 263 番についての質問事項になります。

7、8 につきまして、連続で地域コミュニティ課のほうからご説明があります。

**【地域コミュニティ課長】**

地域コミュニティ課長です。

被災者への見舞金品の事業です。

利用の流れについてご説明いたします。

火災や水害など区内で発生した場合は、区内 10 の区域に分かれておりますけれども、その各地区の特別出張所、あるいは地域コミュニティ課が現場に駆けつけまして確認を行います。被災者の有無、それから世帯の状況、連絡先、そういった確認、それと併せまして、被害箇所の確認を行います。

お見舞金につきましては、支給の要件がございますので、その該当するかどうかということ現場に駆けつけた際に確認をさせていただきまして、対象であればお見舞金の用意をさせていただきまして、準備ができ次第被災者の方に連絡を取ってお持ちをするというような、そういった流れでございます。

被災者の方のご希望が、来ないでくれというようなお話があれば、ご来庁していただく、あるいは特別出張所のほうに来ていただくというような流れでございまして、基本的にはプッシュ型でご案内をして支援を行っているというようなことです。

周知方法につきましては、区のホームページの防災のページに載っているところではございますけれども、台風ですとか集中豪雨の際には、区のトップページあるいは SNS 等でこういった支援があるというようなことはご案内をしているところでございます。

それから、各部署との連携についてのご質問でございます。

区内の消防署と、それから危機管理課、防災担当部門というのは連絡体制を取ってございまして、火災があった場合には消防署から危機管理課のほうに至急連絡があるというようなことがございます。

また、危機管理課のほうも消防署のほうに、火災だけではなく水害のときにも出動状況についての問合せを随時してございまして、区内の災害発生情報については、タイムリーで危機管理課が把握をするというような、そういったことを行っております。

庁内につきましては、その危機管理課を通じて情報が入ることにはなっております。また、場合によっては、区民から特別出張所あるいは地域コミュニティ課のほうに情報が入ると

というような場合もございますけれども、その場合には、危機管理課のほうと地域振興部は情報共有をきちんと取るような、そういう体制になってございます。

様々被災者に対する支援、罹災証明の発行ですとか、それから、例えばごみ処理、それから消毒、そういったようなサービスと申しますか支援も行ってございますので、各部署が連携を取ってやるという体制を取っているところでございます。

説明は以上になります。

**【部会長】**

ありがとうございました。

少し先に進めさせていただきます。

続いて、資料のほうの通番9番の経常事業の266番事業につきまして、生活福祉課のほうからご説明を願います。

**【保護担当課長】**

保護担当課長から申し上げます。

9番につきましてです。被保護世帯数の推移であるとか内容についてでございます。

推移についてです。令和2年度末時点で保護世帯数ですが、8,850世帯程度ございました。それが令和3年、4年のあたりでは8,700世帯強ほどになりました。令和5年度末時点では、実は8,700を切っていて、8,640世帯ほどになり、最新のこの令和6年5月ぐらいでは8,600を切っているという状態になります。数字は若干変動するので、丸めた数字でお話をさせていただきますけれども、このように減少傾向が続いている状態があります。

コロナ禍があって、かなり景気が悪くなるんじゃないかと、申請数が激増するんじゃないかという危惧もありましたが、結果的にはこのように減少をしているという状況がございます。

内訳等につきましてです。一番多くを占めるのは高齢者世帯で、65歳以上の方です。65歳以上で年金がないとか、年金ではなかなか生活が、最低生活を維持できませんよという方がかなり多くの割合を占めておりますが、最近では若年層の方の割合が多くなっています。背景としましては、若年層の方はメンタルのご病気を患って、なかなか就職もおぼつかないという方もいらっしゃいます。

ただ、中にはご病気ではないですけれども、失業しましたという方もいらっしゃいます。短期間の要保護を受けて、その短期間の間に再就職を果たして経済的に自立をしていくという方もおみえです。なので、受給者が結構まちまちなんですけれども、若年層の方ではかなり短い、数か月程度ということでは自立していく方もいらっしゃいます。

高齢者の方になると、なかなか受給期間というか、自立するというのはかなり難しいので、長くなっていくという状況がございます。

9番については以上でございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。

もしよろしければ、続いて10番の経常事業267番、こちらについても説明を続けていただければというふうに思います。

**【保護担当課長】**

10番についても私のほうから説明させていただきます。

保護施設のほうは、取組状況シートに4種類挙げさせていただきました。今回、救護施設について、経費が高額ですよねと。その費用の内訳等についてでございますけれども、まず4種類あって、ご確認いただけていると思いますが、救護施設についてが、身体上または精神上に著しい障害があって、1人では生活できないというような方が対象になっている施設です。

保護施設には4種類あって、それぞれいつかは地域生活を目指していくと、そういうステップアップのための施設ではありますけれども、救護施設の対象となる方は、大まかに言うと、なかなか地域生活に戻るための見込みが立たない方を想像していただければと思います。例えば長期で入院していたとかで、かなり長い間おうちでの生活を経験していないというブランクがあるという場合は、ちょっとなかなか見込みが立たないということで、救護施設のほうに保護を委託しまして、生活の訓練であるとか作業、軽作業を通して、いつかは地域生活にというような支援でございます。

推移等でございます。

推移等は、令和5年度から令和2年度、令和3年度、令和4年度と、ほぼ500件程度でございます。ただ、令和5年度には、そこにお示ししていただいているとおり546件というふうになっております。少し増えたという状況になります。

理由については、まだ完全に分析し切れていないんですけれども、このコロナ禍がありましたときに、生活保護等での支援が結構難しい状況がございまして、集団生活をする施設について、私どももご案内がなかなかしづらいというか、案内するのに今までよりも気を遣うような場面がありましたし、利用者さんのほうも当然ですけれども、いや、集団生活はというようなことをおっしゃる方も当然いたのかなというふうに思っております。令和5年度になって、コロナ禍が少し明けていく中で、そのハードルも少しずつ増えていったのかなというふうに感じております。

以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。

10番、おおむね今のでお答えいただいたということでいいですか。もし委員のほうでさらに重ねてご質問があれば、手を挙げていただくということにさせていただいて、では、今、説明いただいた通番7から10について、こちらについて、委員のほうから質問等ありましたら自由に発言いただければと思います。いかがでしょうか。

**【委員】**

ご説明ありがとうございます。

今、部会長からもありました10の①のところの入居施設が546で、費用が1億2,000万ということで、お一人に対して22万円かかっているということで、ちょっと高額なのかな。生活保護よりも高額になっているものですから、これが、どういう内訳というのが、どういう費用がかかっているのかなと、教えていただければ助かります。

**【保護担当課長】**

費用内訳は、その方の生活に係る費用、食費等、光熱費等は当然ですけれども、人件費です。支援をするスタッフがおります。これが更正施設よりも手厚くスタッフがついている関係で、主に人件費のほうがついているというものでございます。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【部会長】**

そのほかいかがでしょうか。

では、よろしければ、少し進めてまいりまして、続いて、通番11番、12番、こちらは経常事業の268番事業について、この質問でありましたので、生活福祉課のほうから、続けてよろしければご説明ください。

**【生活福祉課長】**

生活福祉課長でございます。

通番11番というところで、女性相談を区民等の方が利用した場合はどんな流れですかというところで、あとはサービスの周知はどうですかというところでございます。

主に電話または窓口に来ていただいて、相談を受けて、ご本人の意向、DVだったらばどこに逃げたいとか、そういうところを、何が問題なのかとかいうのをお聞きして、意向を尊重しながら背景や状況を確認させていただいて、必要な部署、障害を持っている方でしたら障害者担当の部署とか、高齢でしたら高齢者担当の部署とか、様々なところと連携を図りながら、サービスの提供とか支援を行っているものでございます。

制度周知のほうなんですけれども、プッシュ型ではございませんので、区のホームページとか、あとは新宿区のくらしのガイドで女性に関する相談とか、そういうところで周知に努めさせていただいております。

通番12番のほうで、女性相談のほうの事業に当たって、同じように具体的にどのような連携を行っているんですかというところなんですけれども、まず、女性相談支援センターというのが、東京都が行っているセンター事業でございます。あと、女性自立支援施設というものがございまして、これも東京都が行っているものでございます。その利用につなげたり、あとは民間支援団体が行っているシェルター、いわゆる緊急的に逃げるシェルターの利用など、もうありとあらゆる社会資源を活用させていただきながら、相談に来られる、個々の様々な困難なものを持っていらっしゃると思いますので、課題解決に向けて関係部署につなげていただきまして、逆に連携がないと、全然支援につながらないところだったので、連携を取りながら支援に当たっているものでございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。

では、この11番、12番について、何かございますか。今のお答えを踏まえて。

**【委員】**

理解できました。ありがとうございます。

**【部会長】**

私については、11番について周知は、リーフレット等ということでしたか、ご説明いただいたと思いますが、12番との関係だと、ほかの同じ部署でも、何か手続にいらしたような方、手当とかというところで、必要に応じてこういった相談のほうに、相談支援のほうにつながるとかというような形というのは取られているのでしょうか。

**【生活福祉課長】**

様々なところ、例えば保育課であったりとか、困ってしまったというのがそこでキャッチできたりとか、あとは子ども家庭支援センターでお子さんがあるのにキャッチできたとか、あとは高齢者のほうで、実はいろんな問題、DVを受けているんじゃないとか、そういうことがありましたらば、必ずうちの女性相談のほうにはつながるようになっております。

**【部会長】**

なるほど。ありがとうございます。

周知と併せてそういう形で相談支援につながるような体制、そちらのほうの連携も図られているという、今のお答えのような形が取られているということを確認することができたかと思えます。

では、進めてよろしいでしょうか。

続きまして、13番から、中盤のほうです。

資料の中盤の13から17、一続きの経常事業270について、もろもろの委員から質問させていただいておりますので、生活福祉課のほうから、これら5つの質問事項についてご説明を願います。

**【生活福祉課長】**

13番から1つずつということでございます。

13番は、経費がゼロというところで、どうしてだということなんですけれども、まず、ひきこもり総合相談窓口というものを、令和5年11月に実は開設をしたばかりでございます。その上で、半年程度たちましたけれども、少しずつ必要なもの、ひきこもりの方についての支援の在り方というものを分かり始めたところでございます。先進自治体とかいろいろ視察に行かせていただいたりしてございまして、実際に相談を受けているところからも、何が必要かというのが分かり始めていたところでございます。

なので、令和7年度以降、本年度の実績とか相談者のニーズ等を調査しながら、効果的な施策を構築していけるように、事業経費を計上する予定になっております。

通番14番に入りたいと思います。

関係機関との連携強化というのがありますけれども、連携状況がどんな感じなのかという質問でございます。

実は、ひきこもりの、先ほど相談窓口を開設するに当たりまして、庁内外のひきこもりに係る実務担当者が定期的の実務担当者会議というのを開催いたしまして、これはひと月に1回とは決めておりませんで、年に6回、7回とかいうので決めておりますけれども、その場で情報交換をさせていただきまして、連携強化に努めている次第でございます。

具体的に、就労支援、就労継続支援B型の案内が必要と判断した場合には、当然ですけれども障害者福祉課と連携し、適切に支援を実施していますが、ひきこもりがそのまま就労支援というのに実はつながらないというのも、ひきこもりの支援の在り方の一つであります。引き籠もっているその状態を、まず認めてあげるといふ、そこから支援の始まりだというのが、この半年間、先進自治体とか学識経験者とかにもちょっとお聞きしたりして、まずはそこから大事なんだよというところがございますので、必要があれば就労継続支援B型につながりますけれども、そこだけではないというところがございます。

続きまして、通番15番でございます。

新宿区の人口からするとちょっと少ないのではないだろうかというところがございます。

今、区では、ひきこもり等で困っている方に適切に情報が届くように、周知活動に力を入れさせていただいております。これはなぜかと言いますと、先ほどから申しますけれども、いろんな先進自治体とかにも聞きましたよとか、この半年で、チラシを、ぐしゃぐしゃになっていたものを手で持ってきて、やっと2年越しで来た人とかもいるそうなんです。なので、周知活動というのをまず力を入れさせていただいております。

具体的に言いますと、今、区報とか、あとはSNSは定期的に発信させていただいております。それらを使用しての情報発信とか、あと各種関係機関の会議に顔を出させていただきまして、学校の校園長会とか、そこに顔を出させていただいて、実はこういう窓口を始めましたというのを周知に努めている実態でございます。

本年度、令和6年度に入りましては、ひきこもりの方の行動特性も考えまして、ひきこもりの方というのはおうちにずっといるわけではなく、近所のコンビニとかにはよく行くんだというのも分かってきましたので、実は区内のスーパーとコンビニ、まだコンビニ1社なんですけれども、それでも百何十店舗にチラシの掲示を依頼した次第でございます。

続きまして、通番16番というところですが、窓口相談に来られない人、そういう人たちをどうするんですかというのは、先ほどお答えさせていただきました15番と同じ考えで、周知活動で、まずは電話からしていただくというところ周知に努めている次第でございます。

17番でございます。先進自治体、さっきから、先ほどからご説明の中に出てきております先進自治体、どこに行ったのかというところがございます。

1つ目で、先進自治体、まず大阪府阪南市と堺市と茨木市に行かせていただきました。ひきこもりの居場所づくりとか、やっぱり全国的にも有名というところで行かせていただい

たものでございます。

それから、近隣区でいいますと、江戸川区、文京区、豊島区、今後北区とかにもお話を聞きに行こうと思っています。特に江戸川区なんかは、居場所も実はつくっておまして、先進的にやっているというところが分かり始めたところでございます。

2つ目で、視察して何が得られたかというところなんですけれども、やっぱりそれぞれの地域特性というものを非常にうまく使っているのかなというところでございます。その支援が、やっぱり江戸川区でいいますと住宅街が多いというところで、この位置だったならば居場所となって、その居場所づくりにしても、駄菓子屋型式になっていたりとか、いろんな工夫が見られたというところでございます。

ただ、全体的に何か所か行った中で、自分らしい生活、引き籠もっているけれども外には行ける、買物には行ける、そこから生活ができる、という、これ10年、20年かかるそうでございますが、支援の長期的な視点、長期的な伴走型の支援の重要性が分かってまいりました。

新宿区に何か活かしていきたいなというところなんですけれども、とにかくまず窓口ができたばかりですので、先ほども申しました周知して、まずは知ってもらおう。そこから相談数を増やすというところに力を入れていきたいなと思っております。

以上になります。

#### 【部会長】

ありがとうございました。

では、こちらの通番13から17、今お答えいただいたものですが、これに関連してさらなる質問ないし何か応答等ございましたらご発言願います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

#### 【委員】

先ほどの10年から20年の伴走型支援というのは、お1人に対しての10年から20年ということでしょうか。

#### 【生活福祉課長】

何か所か行かせていただきましたけれども、やはり長い人は本当に10年ずっと支援をしていくという方が結構いるようでございまして、今、新宿区でも相談が始まった方も、実はひきこもり期間がもう既に20年近い人も実はいまして、そうなりますと、長い支援が見込まれるというところがございます。

#### 【委員】

という、その10年から20年で、どんな支援をしていく感じなんですか。それをかいつまんで話しているものをご紹介いただければ。

#### 【生活福祉課長】

やはり一番問題になる課題というところで、病気にかかったときというところがあるようでございます。ただ、それが精神的な疾患が見込まれるのではないだろうかというところ

で、なかなかご本人が病院に行くのがためらわれるとか、あとは保健所の保健師さんとかもアウトリーチとかやってくれますけれども、それを果たして受け入れるのかとか、もうその時点で既に数年たってしまうこともあるようでございます。そういったところで長くなってしまいうところなんです。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員】**

ご説明ありがとうございます。

先ほど校園長会に出てということのお話があったんですけども、ひきこもりの取っかかりのところで、不登校という問題が多分あると思います。

やはり、ただ難しくなっているのが、命の大切さというところから、学校に行かなくていいんだよという広報活動が非常に多くなったりだとか、そこから何も無理して外に出なきゃいけないということではないんだよ、引き籠もったっていいんだよという風潮が広がりつつあって、余計ひきこもりの人数、不登校生の人数を増やしてしまっているんじゃないかなという、その辺、今後苦慮するとは思んですけども、学校の中とやっぱり連携を組んでいただいて、引き籠もる前の段階で止めていただけるのが非常にいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**【生活福祉課長】**

委員がおっしゃったとおり、不登校からひきこもり、そのままといったところがございます。学校のほうに周知をすることによりまして、学校を卒業した後、中学校を卒業した後、高校を卒業した後、実は都立高校のほうにも周知をさせていただいております、その後、実は相談する場所、きちんとあるんだよ、だから安心してくれ、何かあったら来てくれというところを中心に、今のところはお話をさせていただいております。

**【委員】**

新宿区には、東京シューレさんという不登校の親の会第1号みたいなのが、区として学校法人にも認められた団体がありますので、そういうところとうまく連携を取っていただけると非常によろしいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**【部会長】**

なるほど。社会的にはひきこもりの中高齢化みたいな、中年から高齢化というので、区としてはそちらのほうの主たるエリアとして見定められているのかなというふうに思いますが、委員のご発言では、もっと前の段階からできるところもあるのではないかという趣旨でお話があったのかなというふうに、私個人的には伺いました。

委員、ほかに、今取り上げた事業について。

**【委員】**

詳しい説明ありがとうございます。

ひきこもり相談窓口、令和5年から始めたということで、新しい事業というふうに感じて

います。

ひきこもりというと、私のイメージでは子供が引き籠もって困っているという親の相談というのが非常に多くイメージがあったんですけども、今の理解としてはそうではなくて、もう大人になって、自身の問題として相談することが多い。それを長期にわたって支援していこうということによろしいでしょうか。

**【生活福祉課長】**

今、委員おっしゃったとおり、実は一番最初の相談、電話、ご家族です。ご本人からというのはありません。そのご家族の方が、実は相談できる場所がなかったの、やっとできましたというところから、2時間から3時間の初回の電話の時間になっております。

その上で、支援をしていく上で、ご本人に訪問してお会いすることができたりとか、あとは生活福祉課のほうに来所することができたりとかしますと、ご本人への支援が今度長くなっていく。まずはご家族の方が、相談できる場所があるんだというところが、まずスタート地点。だから、ご本人だけではなくて、やっぱり家族全部を見ていくというところがひきこもり支援の重要なところなのかなと捉え始めています。

**【委員】**

ありがとうございます。

ほかの江戸川区とかの事例も見つつ、新宿区らしさというのは今後どのように考えているのかというのを、よろしければ教えていただけたらと思います。お願いします。

**【生活福祉課長】**

やっぱり新宿の特性といたしまして、高齢世帯が多かったりとか、あとは独り暮らしの方が多かったりというところが、ほかの自治体とかは違うのかなというところがございます。

あと、流入・流出も結構多いというところも見受けられるのかなというところがございますので、これからまだ時間はかかるかもしれませんが、そういったところを、ちょっとホームレスの流入とか、そういうところも若干似ているところもございますので、リンクさせながら新宿区らしさ、探していきたいと思っております。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【部会長】**

そのほか、委員の皆様よろしいでしょうか。

そうしましたら、進めまして、通番18以降であります。

通番18、19については、経常事業271番事業についての質問で、所管、生活福祉課となっておりますので、まずこちらのほう、続けて2つご説明お願いいたします。

**【生活福祉課長】**

まず18番でございます。

中国残留邦人等に対する支援、国が実施するのが適切ではないかというところの質問でございます。

これ、中国残留邦人等に対する支援給付、生活保護に近いものです。支援を給付する、金銭的に給付するものなんですけれども、国が本来果たすべき事務も、法令の定めにより第1号法定受託事務、生活保護と同じなんです。国から下りてきて、各自治体がやりなさいというところなので、区が実施しているものでございます。これが1つ目でございます。

19番のほうでございます。

どのように役割分担、費用負担していますかというところでございます。

役割分担なんですけれども、まず、国の役割でございます。当然ですけれども、大本の制度の枠組みの制定とか、あとは永住帰国の援護、あとはちょっとお聞きになったと思いますけれども、中国帰国者支援交流センター、日本に何か所かありますけれども、その設置とか、あとは地方自治体の中国残留邦人等の支援給付に対する財政の支援、国からお金が出ていくというところでございます。あとは指導監督等、ちゃんと地方自治体が支援給付を行っているかというところを見るというのが国の役割になっております。

東京都は何をしているのかといいますと、今度は東京都が持っている区市町村が、その支援給付事務がきちんとやっているかどうか監査を行うというところでございます。

じゃ、区では何をやっているかといいますと、支援給付の決定事務です。それから、支援給付に対する自立支援施策の実施というものがございます。集いの場所があったり、あとは日本語教室があったりとかするんですけれども、いわゆる現場に近い支援を行っているというところでございます。

次、費用負担なんですけれども、中国残留邦人等生活支援給付金というものがございまして、これは国が4分の3で、区が4分の1というふうになっております。

参考なんですけれども、ほかに配偶者支援金とかそういった地域生活支援金とかいうものがございまして、それは10分の10国が負担しているものでございます。

以上になります。

#### 【部会長】

ありがとうございました。

少し進めます。

続いて20から22であります、いずれも地域福祉課が担当課となっている事業であります。

20については経常事業272番事業、21、22については経常事業の273番事業ですので、事業としては2つになります。

こちらにつきまして、地域福祉課のほうからご説明をお願いいたします。

#### 【地域福祉課長】

それでは、地域福祉課長のほうからご説明させていただきます。

まず20番が、受験生チャレンジ支援貸付事業でございます。

こちらは、当初出させていただいた資料は、まだ実績が確定しておりませんで、100%となっておりましたが、本日机上に配付させていただきました資料のほうで実績が記載され

ておりまして、執行率 99.2%となっております。

ご質問の予算不足で対応できないケースはあったのかというところなんですけれども、今まで予算が不足して貸付ができなかったというケースはございません。また、今後につきましても、これは所得が少ない方にきちんと受験をしていただいたり、塾に行っていただいたりする、そのための費用を貸し付けるというものですので、やはり必要な方にはきちんとこの事業が使っていただけるようにしていかなくはいけないと考えております。

次にいきます。

21 番と 22 番が、作業宿泊所の維持管理についてです。

はず初めに、作業宿泊所についてちょっとご説明させていただきます。

これは、住所としては百人町で、J R の高架の横のところにあるんですけれども、もともとここは東京都の水道局の土地だったんですけれども、終戦後に家のない方たちが、ここに自分たちでバラックを建てたりして、生活を始められたというのがあります。

その状況が好ましくないということで、東京都と新宿区で協議をしまして、昭和 40 年に、区がここに作業宿泊所という現在の建物を設置しまして、そこでご自分たちで生活していた方たちを、宿泊所のほうに移り住んでいただいたということがございます。

この作業宿泊所というところなんですけれども、1 階が作業所になっておりまして、2 階が居室になっております。当時いろいろ廃品回収ですとかいろいろな生業をされていた方たちだということなので、その生業が成り立つようにということで、1 階に作業場を設けて、2 階に宿泊といいますか、住んでいただくというような形で設置がされたものです。

その後、大分長い年数がたっておりまして、だんだん居住者も減ってきております。実績ですけれども、全部で 38 室ある中で、現在は 9 室、実人数で 7 名の方がまだここにお住まいになっていらっしゃると思います。

次の質問になりますけれども、ここの建物自体は古いんですけれども、必要な耐震化の工事ですとかメンテナンスのほうはしております。また、J R の高架のほうも、ちょうど昨年度その部分の耐震化の工事が終わったところですので、建物としてはお住まいいただける状況を保っているというところです。

今後なんですけれども、現在お住まいの 7 名の方、もう 70 歳を超えていらっしゃると思いますので、この方たちが何らかの形で居住されなくなった時点で、この建物自体は廃止というふうに考えております。

以上になります。

#### 【部会長】

どうもありがとうございました。

ただいま通番で 18 から 22 までについて取り上げていただきました。18、19 については生活福祉課、そして 20 から 22 については地域福祉課のほうからご説明いただきました。

では、これらの事業につきまして、委員のほうからご質問ないしそれ以外でご発言がありましたら、ご自由に願います。

**【委員】**

ご説明ありがとうございました。

先ほどの 271、18、19 のところなんですけれども、国と新宿区の役割はよく分かりました。

その中国残留邦人という方は、新宿区外に移動すれば新宿区による対応の対象でなくなるということですか。

**【生活福祉課長】**

そうですね、新宿区に在住の方でございます。戦争のことなんですけれども、今後増えないかなと思いましたが、この前、都営住宅に当たりまして入ってきた方がいて、増加したときがあります。逆に言うと、高齢ですからお亡くなりになったりとか、ほかのところに移る、そうやって減少していくとなっております。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【部会長】**

ほかいかがでしょうか。

**【委員】**

作業宿泊所の件なんですけれども、高架横の建物というのは、全部が作業宿泊所なのか、北側、手前側だけが作業宿泊所なのかということ、どんな感じなんですか。

**【地域福祉課長】**

全部が作業宿泊所でございます、38 室ありますので、かなり大きさとしては大きいものになります。

**【委員】**

何かよく落書きがされているように見えて、廃墟に見えてしまうような印象を持っているんですけれども、その辺いかがですか。

**【地域福祉課長】**

おっしゃるとおり、必要最低限のメンテナンスをしておりますので、どうしてもその落書きを消すですとか、ちょっとそういったところまではやっていないんですけれども、例えばホームレスの方が廊下に住みついたりとかいうときもございましたので、そこは入れなくするように鍵をつけたりですとか、一応お住まいの 7 名の方の居住空間というのは守るような努力はしております。

**【委員】**

ありがとうございました。

中はしっかりしているということで、安心しました。

**【部会長】**

そのほかいかがでしょうか。

**【委員】**

今後どなたも住まなくなった場合の利用方法というか、何かそういう計画というのはあるのでしょうか。

**【地域福祉課長】**

今後なんですけれども、まだ住まなくなったときとか、例えば取り壊すですとか、何かに活用するというような計画は立ってはいないところなんですけれども、この作業宿泊所というものの役割は、今お住まいの方がいなくなったらなくなるというふうには思っておりますので、その時点で検討が始まると考えております。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【部会長】**

では、こちら個別施策のⅠ－6について、全ての質問にお答えをいただきました。

所管部署の皆様、丁寧の一つ一つご説明、ご回答いただきましてありがとうございます。ご退席いただきまして結構でございます。

委員の皆様、あとはご案内のとおり、通番の37から53と、数としては多いんですが、所管課は2つであります。

12時までが所定なんですが、もし皆さんの時間のご都合がつくようでしたら、少し延ばしていただいて今日中に全て終わることはできるので、そのようにしようかなと考えているので、よろしいですか。

**【委員】**

はい。

**【生涯学習スポーツ課長】**

大丈夫です。

**【部会長】**

よろしいでしょうか。恐縮です。

では、ご協力ありがとうございます。

そうしましたら、時間的なことも少し念頭に置きながら、最後に個別施策のⅢ－14に関する質問について、所管部署の方にご説明いただきたいというふうに思います。

通番のほうで申し上げますと、個別施策Ⅲ－14について、37、38番について、生涯学習スポーツ課及び中央図書館ご担当のところについて、それぞれご回答のほうを願います。

**【生涯学習スポーツ課長】**

まず37番の区内のスポーツ施設に関するアクセスについてご説明させていただき、その後、中央図書館長から図書館について、ご説明させていただきます。

まず、区内のスポーツ施設については、屋内施設は4つございます。コズミックセンターですとかスポーツプラザがございます。その他の屋外では、運動場だとか公園を活用した場所がございます。

さらに、学校施設を活用いたしまして、区内の小・中学校の体育館とか校庭とかを活用し

て、各所運動できる場所というのはご提供させていただいているところです。数にしても40を超える数になります。そういったところで、まずは区としてはスポーツができる環境を整えさせていただいております。

また、サービスを提供するという切り口で言うと、今、eスポーツという新しいコンテンツを使ったスポーツというのも、進み始めております。区としてはまだ今後事業化するとか具体化するということには至っていないんですけれども、こういったeスポーツというくくりも使っていくことで、もし、例えば障害がある方、ない方も含めて、多様な方が探しやすくなるのかなというのも、こういったところも研究していきたいというところで、所管課としては考えているところでございます。

#### 【中央図書館長】

中央図書館の配置等についてでございますけれども、新宿区立図書館につきましては、中央図書館と9つの地域館がございます。四谷、中町、鶴巻、戸山、大久保、下落合、西落合、北新宿、角筈という9つがございます。こちらのほうの館でも中央図書館の本を受け取れるように、毎日配本車といたしまして、車を走らせていますので、例えば四谷地区でお住まいの方であれば、四谷の図書館で図書を受け取るということも今現在やっております。

また、障害等、高齢等で、近くの図書館に行けないというような方につきましては、配本サービスというものも行っております。

また、来年の1月からなんですけれども、新宿区も他区にちょっと遅れておりますけれども、電子図書館、電子書籍の貸出サービスを実施する予定になってございますので、こういったことで若干図書館から遠いエリアもございまして、その辺の空白地帯を埋めていきたいというふうに考えているところでございます。

#### 【生涯学習スポーツ課長】

続きまして、38番のほう、スポーツを楽しむ環境の充実に向けた、団体さんへの支援とかそういったところかと思っております。

区としても、区民主体のスポーツ団体の支援というのは非常に重要な取組、課題であるというふうに認識しているところでございます。

この取組を具体的かつ実効的に推進していくというところで、今回約10年ぶりに、「新宿区スポーツ環境整備方針」というのを新たに改定いたします。その中で、スポーツ活動を支える団体の育成と担い手づくりといった施策を1本、5つのうちの1つを占める形で進めていくというふうに考えています。この中で、各関係団体の皆様にご尽力いただきまして、各スポーツ団体の活動支援を進めていきたいと考えているところでございます。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

今のは個別施策に係る質問ですので、ここで一旦まとめとして区切って、委員の皆様から今のお答えに対して、ないしそのほかで何かございましたら、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

ご説明ありがとうございました。

立地条件等からして、やっぱりスポーツ、特に体を、健康を保つという意味で、近くのスポーツジムなんか、今、多くできているので、そういうところと連携ですとか、そういうところを使うときの補助ですとか、そういうものというのは将来的にはご検討いただいているのでしょうか。

**【生涯学習スポーツ課長】**

今、そういった民間の運動施設とかスポーツ施設との連携というところまでは至ってなくて、何か補助とかそういうものを考えていたのは今のところはないんですけれども、まずは先ほど言った区内40か所以上、施設、学校開放してございますので、まずはこちらを核に地域の中では展開していきたいと、このように考えているところでございます。

**【部会長】**

ほかいかがでしょうか。

**【委員】**

確かに学校開放等されているんですけれども、基本、団体で借りるという、今、個人型の体力保持ということが中心になってきているので、その辺も将来的にはやっぱり検討してもいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**【生涯学習スポーツ課長】**

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、団体登録というのを基本にしているところなんですけれども、個人開放も一部やっております。特に個人開放、確かに進めている屋内施設という、数が少なくなってきましたので、そういったところを補完できる手だてというのを考えていきたいと、このように考えているところでございます。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【委員】**

この間、紀伊國屋に行ったんです。そうしたら、びっくりするほど最新になっていて、この本を探したいと機械に打ち込むと、これはそこにありますとちゃんと出てくるんですよ。四谷図書館とかいろんな図書館へ行って、まず本を探すときに、そこにいらっしゃる司書さんに聞かないとできないですよ。こう打ち込んで、そこにありますというふうには、今は出てこないですよ。

**【中央図書館長】**

本の名前を入れて検索するというのは、OPACという名前なんですけれども、インターネットですとかスマホとかで検索できる機能はあります。

ちなみに、四谷の図書館の中でも検索できる端末はあります。

ただ、操作の仕方が分からないという方はいらっしゃると思いますので、そういった方は、

それぞれのカウンターの中にいる職員さんに聞いていただければと思いますので、よろしくお願いします。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【中央図書館長】**

あと、先ほど電子書籍サービスを入れるというような話をさせていただいたんですけれども、その際に、システム自体更新も行いますので、システム更新をすれば、委員が使いやすいようになるシステムになるかと思います。

以上でございます。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【部会長】**

いろいろシステムがあるけれども、その使い勝手とかもあるんで、それで目につきやすい、使いやすく見るとか、そういうところは多分あろうということです。その点についても、システム更新のときに考慮に入れられているということであったと思います。

ほかいかがでしょうか。

私から、先ほどeスポーツについてありました。これは将来的な可能性としてでしょうか。それともある程度具体的に検証されているのでしょうか。

というのも、おっしゃったようにいろんな分野で注目されているところで、特に障害分野、さっきひきこもり支援とかもありましたけれども、意外とつながりやすいんじゃないかなと。あと、障害を持った人とそうじゃない人が一緒に楽しめるみたいな、いうところもあって、いろいろ可能性が言われたりしているところも存じ上げているので、どれくらい区として積極的に考えておられるのか、ちょっと聞かせてください。

**【生涯学習スポーツ課長】**

ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、ひきこもりだとかご自宅にいらっしゃる方を外に出すという効果もありますし、様々な副次的な効果があるのかなというふうに認識しているところです。

昨年度、新宿スポーツセンターの中のイベントで、eスポーツというのは実際一度やりました。やらせていただいて、バイクに乗って映像が出て、そこで走っているように見えてとか、そういうeスポーツといっても、多少機材も使ってというところではあるんですけども、まずはそういったことをやってみました。ご好評いただいたところです。

新たな企画とか事業というのはまだないんですけども、ただ、先ほどご説明いたしました新宿区のスポーツ環境整備方針というのを今回改定するに当たっては、具体的にそこについて記載させていただいて、eスポーツの可能性というのをしっかりここに組み込んでいるところがございます。

こちらも後ほどご説明させていただきますスポーツ環境会議という中で、学識経験の方

も交えて、こういったところも議論して、深掘りしていきたいなといったところでございます。

【部会長】

ありがとうございました。

そうしましたら、先に進めたいと思いますが、生涯学習スポーツ課の課長には大変恐縮なのですが、中央図書館のほうが次の39番と53番だけになっておりますので、まずこの39番と53番についてのご質問にお答えいただいて、もし課長のご事情で、時間的に厳しいということがあろうかと思えますけれども、その場合には、ご退出いただくということで進めさせていただこうかと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】

はい。

【部会長】

では、スポーツ課長には本当に恐縮なんですけれども、そうしましたら、中央図書館、39、そして53番について、ご回答のほうをお願いいたします。

【中央図書館長】

まず、39番なんですけれども、杉並区立図書館の視察ということでございます。こちらは、53番にもございますけれども、図書館運営協議会の委員の皆様と私たち職員のほうで視察に行ったものでございます。杉並区の中央図書館につきましては、もともとは黒川紀章が設計した図書館だということでございました。それを大幅リニューアルをして、新しくできたのが令和2年ということで、視察に行かせていただいたものでございます。

こちらの図書館につきましては、もともと図書館として造っている建物ですので、図書館としての機能は十分なんですけれども、隣に公園もございまして、そこは公園の部分についてもベンチを置いたりですとか、天気の良い日はそこで本を読めるような環境をつくっているところで、非常にすばらしいなというふうに感じたところでございます。

ちなみに、令和4年度につきましては、板橋区の中央図書館に行きました。そこも公園の中にある図書館ということで、杉並、それと板橋区さんは非常に何か恵まれていていいなというふうな感想でございます。

令和2年、3年につきましては、コロナの関係で視察に行っておりませんので、今回杉並に行って得られた情報とか、図書館運営協議会の委員さんからのご意見等を簡単にご紹介したいと思います。

視察に行きまして、子供のコーナーが特に書架が低くて、広くてゆったりして明るいというような感想をお持ちでした。あとは、やはり隣の公園を一体的に利用できることが魅力的ですとか、あと実際に図書館のリニューアルをする際に、どういう図書館にしたいかという話し合う期間、いろんな方との話し合う期間が多く取られておりまして、その多くの意見を聞きながら、取り入れた新しい図書館をつくったというのはすばらしいことではないかというようなお話もございました。

ただ、開架書庫、いわゆる表に出ている本のスペースが減ったということがございます。といいますのは、いわゆる本を読むスペースを広くしたというのがございまして、その分、表に出ている本のスペースが減っているという状況がございました。その中で、図書館運営委員会の委員の方からは、自分が思ってもいなかった本が、こんな本があるんだという本の出会いの場でもありますので、そういうのは減ったんじゃないかと。その代わりに、中高生たちはゆっくり勉強できるようなスペースもできましたと。ただ、図書館によって、自宅にはないような本と出会って、ゆっくり座って読むということができなくなるというのはいかがなものかというようなご意見がございました。

また、図書管理については、調べ物とかもやる方も多いので、図書館ですと大きい重たい本というんですか、資料として使えるような本がいくつかございますけれども、そういった本を広げて研究ができるようなスペースも、ちょっと小さくなったのではないかというような意見もございましたので、今現在、中央図書館をどこにどの程度の規模でつくるというのは全く白紙の状態ですので、何とも言えませんが、こういったご意見を伺いながら、実際に建てようとして動き始めるときには、また新たにご意見を伺いながら図書館を作りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### 【部会長】

分かりました。詳しくご説明いただきありがとうございます。

では、今、中央図書館長、ご説明いただいた点に関して、委員のほうからも質問等ございましたらお出しください。いかがでしょうか。

私からちょっと先に、伺った上でということで申し上げますと、教育委員会のほうでは、子供たちの読書離れみたいなものが、特に中学校に上がってからやっぱり見られる、続いていると。そんな中で、図書の貸出件数ということでいうと低下傾向にあって、それが課題だと受け止めているというふうなことを聞いたりしております。

そんな中で、その世代の子たちがどんなことを図書館に求めているかということ、必ずしも本を読んだりというよりは、そのスペースで勉強したり、やっぱりスペース的な意味が、人を引き寄せるといふ点では結構重要じゃないかというようなことを、その文脈で言われていたりもするのかなと思います。今、杉並とか板橋の事例で、もともと公園に隣接ないし中に含まれているという、もともとの立地上の利点もあるということは、ひょっとすると新宿区とは異なっている点なのかもしれないですけども、学生期の子たちにとっての居場所の提供みたいなことも図書館の機能に入れるならば、そういう方向性というのはあるんだろうというふうに考えるんですけども、図書館長としてはその点、図書館の機能ということについて、やっぱり今までと少し新しい考え方というのも、この新中央図書館の建設に際しては、ここを検討する必要があるとお考えなのか。

あるいは今までの意見聴取とか、いろいろ区民の意見を聞く中で、そういったことというのは出てきているのかという点、確認させてください。

**【中央図書館長】**

私の意見としましては、やはり居場所は大事だというふうに考えてございます。

今現在が、もともと中学校の校舎を使っています、図書館としては、非常に使い勝手が悪いというふうな認識ではございます。

実際には図書館と、じっくりゆっくり本を読むスペースというものは、もうちょっと確保したいなということと、あとはやはり多少の、喫茶コーナー的なくつろげるスペースも一部あったほうがいいかなというふうには考えています。

あとは、窓が広くて明るい空間というのは大事かなと思っていますし、あと、こども図書館そのスペースについても、やはり今現在ですと仮の建物ということもあるんですが、書架、書棚が非常に高いんですね。上のほうは当然届かないから、本は入れていないんですけれども、そうすると当然視界が悪いというのがありますので、そういったところにも工夫はしていきたいなというふうに考えてございます。

ですので、これからつくりますよ、できますよというある程度めどが立った段階で、区民の方も含めまして色々な方から意見を聞いて、総合的にまとめていくのはいいんだろうなというふうに、今のところ考えているところでございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ほかに委員の皆様から。

**【委員】**

西落合図書館の中にカフェをつくって、カフェ、公園の緑を楽しめる、そういうような施設をつくったらどうかということが、地元の話であったんですけども、図書館は教育委員会の管轄で、公園はまた公園課の管轄で、両方の管轄が違うので、そういうようなものをつくることはできないというふうになってしまったというふうに聞いていますけれども、そういったことは今後いかがでしょうか。

**【中央図書館長】**

すみません、ちょっと公園のほうは、私のほうではコメントできないところもあるんですけども、今のあの建物の中に、ちょっと喫茶コーナーをつくるのは難しいと思います。実は昨年度、キッチンカーを置けないかなというので、試しにやってみたんです。民間提案制度というのがありまして、それでやってみたんですけども、そのキッチンカーのほうの業者さんのほうから、要するに利益が出ないから、そこでやるのは難しいというふうに断られてしまったものですから、ちょっと今現在厳しいかなというのが私の意見でございます。

**【委員】**

ありがとうございます。

本の貸出数の低下というのもとても難しい問題だと思います。私自身も図書館で借りるというよりは、ちょっとアマゾンで買ってしまおうというほうが多いので、本は難しいと思うんですけども、やはり先ほどおっしゃられたように、新たな本との出会いをしていきたい

という、そういうのが非常に大事だなというふうに考えていますので、ぜひ図書館は潰さないように、大事に守っていただきたいと思います。大きい図書館だけではなくて、小さい図書館も大事によろしく願いいたします。

また、地域センターのほうにも、まちの資料室ということで、地域の資料、充実した図書がありまして、そこで本を読むスペースもあるので、受験生の子供たちがそこで勉強したりとかしているのです、そういうところも一緒に守っていただけたらなと思っています。

#### 【部会長】

いずれもそういった区民側の、いろいろ要望というのもあるので、それもある程度めどがたってから、そういうことも意見を聞くような機会も積極的に設けていくというようなことを、先ほどご発言なさっていたかというふうに思いますので、そのようなことも含めて確認できたかというふうに思います。

こちらについては、委員の皆様、よろしいでしょうか。

そうしましたら、中央図書館長、ご質問にお答えいただきましてありがとうございます。次の部分、生涯学習スポーツ課長からご説明いただいて、委員から必要な質問等をさせていただきますというふうに思います。

そうしましたら、進めてまいります。

計画事業 62 について、40、41 番、これ、42 番まで計画事業のまとめりですので、40 から 42 まで一続きでご説明いただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

#### 【生涯学習スポーツ課長】

では、続けてご説明させていただきます。

まず、スポーツ環境整備の方針の策定の中の、庁内検討会議とスポーツ環境会議の違いですけれども、その名のとおり、庁内検討会議は庁内で検討する会議というところでございます。具体的には、まず庁内検討会議の中で整備方針の素案、案の案みたいなものをまずはつくる。それで、当然この方針の中には、庁内に横断的に取り組むものがたくさんありますので、その中身を、庁内できちんとまずは案をお示しすると。

スポーツ環境会議には、学識経験のほか、スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会の皆様ですとか、レクリエーション協議会だとか、様々関係機関の方にも入っていただいて、その案を基にご意見をいただいて、それを、中身をブラッシュアップしていくといった流れになってございます。

続きまして、チャレンジスポーツ文化クラブ等のスポーツ団体の支援というところですが、先ほど施策としては新しい方針にもしっかり位置づけたというところで、位置づけさせていただきました。

具体の事業のほう、財団を通じてまず金額的な助成というのもチャレスポ等で行っているところです。また、あとは施設の利用料金の減額ですとか、あとはその活動の周知だとかも積極的に区のほうで関わらせていただいて、後押しをしているところでございます。

総合運動場の整備ですけれども、こちらはもう随分昔から、東京都にもいろいろ働きかけ

をしているところでございます。

まず、区民ニーズですけれども、こちら先ほど、今回改定を目指している方針の中で、事前調査、スポーツ環境調査というのを実施していて、運動広場だとかそういったこと全般に関するニーズというのは捉えているところでございます。皆さんご承知のとおり、区内のスポーツ施設は限りがございますので、当然充実した運動広場というのは必要だということでは認識しています。

ただ、東京都との調整というのはなかなかいろいろ難航しておりまして、経費の問題だとかありますので、引き続きこちらについては都との調整が必要ということではございます。

簡単ですが、以上です。

#### 【部会長】

ありがとうございました。

今、3つ番号、質問についてお答えいただきました。いずれも計画事業についてのものがありましたので、一旦ここで区切らせていただいて、もし委員のほうから、今、説明いただいたものに対して、さらに質問等ございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、もしあれば戻って質問していただくということにして、そうしましたら、続いて通番 43 から 46、こちらいずれも経常事業の 592 番事業に関してになりますので、この 4 つ、43 から 46 について、引き続き説明のほうをお願いいたします。

#### 【生涯学習スポーツ課長】

それでは、ご説明させていただきます。

まず、1つ目の財団が指定管理者となっている施設の数ですけれども、生涯学習館がまずあって、新宿コズミックスポーツセンター、あと野球場、庭球場も 6 施設ございます。あと大久保スポーツプラザでございます。いずれも非公募で指定管理者選定を行っているところです。

続いて、この助成の金額ですけれども、1号から9号、それぞれ全部金額がありますが、一応読み上げますと、1号は3,175万強です。第2号が997万、第3号が4,554万、第4号が11万です。第5号が22万、第6号が542万、第7号が2,156万、第8号が601万円です。第9号が4億7,200万というところで、一番大きなところです。

この一番大きな9号は、もういわゆる本部経費のような形で、主に人件費、本体の管理運営のためのお金ということになります。

続いて、この1号から9号の事業、今後全て財団に任せていくのかといったご質問があったかと思えます。

これについては、そもそもこれは運営助成という形なので、委託という形ではないんです。イメージとしては、財団が公益財団法人として自主的に実施している事業がありまして、それに対して、区の施策に資する公益事業については補助をしているといったものなので、その範囲を我々のほうで縛るものではございません。

なので、まず範囲というのも、見直しというのも、そういう意味では区からやるものではないというところで、少しそういった補足をさせていただきます。

未来創造財団の沿革ですけれども、こちらは、平成 22 年にこの新宿区未来創造財団が誕生しました。当時新宿区の生涯学習財団と、財団法人新宿文化・国際交流財団というのがそれぞれありまして、こちらが合体する形で東京都から公益財団として認定されてスタートした団体になります。

説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

今ご説明いただいた 43 番から 46 番の質問に関して、委員のほうからお尋ね等ありましたらご発言願います。いかがでしょうか。

**【委員】**

それでは、1 号から 9 号の事業以外にも、この財団が独自にやっている事業というのはいろいろあると。その中で公益性があって、区が支援するべきだというのがこの 9 つだという理解でよろしいですか。

**【生涯学習スポーツ課長】**

はい、そのとおりです。自主事業というのもございまして、財団が自主的に取り組んでいるものもございまして、そこについては補助を行っていないという形になります。

**【委員】**

公益財団法人ということは、新宿区の子会社というか、管理監督下にあるものでもないという理解でよろしいですか。

**【生涯学習スポーツ課長】**

あくまでも外郭団体という立場です。

**【委員】**

外郭団体、分かりました。ありがとうございます。

**【委員】**

独自でやっている事業も、結果的には新宿区のコズミックだとか、建物というのか設備は新宿区が持っていて、そこを運用しているという考えでよろしいのでしょうか。

**【生涯学習スポーツ課長】**

建物の管理運営につきましては、新宿区の区有財産というか、区有施設を活用していますので、その理解で問題ございません。

**【委員】**

また、地域、今、スポーツ文化協議会等があるんですけれども、そこも財団経由で、結果的に小学校の P T A 活動に対しても、助成金をが財団を通して来るといような流れになっているんですけれども、そこが財団を通すことによって若干教育委員会の考えと、内容が変わってくるというところもしばしば、私もいろんな協議会をやっている中で感じている

んですけれども、その辺というのは、区のほうでは管理監督というのか、行政のそういった考え方と齟齬のないようにというような監督はされているのでしょうか。

**【生涯学習スポーツ課長】**

はい。もちろん補助事業に位置づけているものになりますので、区の考えに即しているという認識ではございます。

ただ、その一方で、業務委託とも違いますので、まずはそういった財団が主体的に事業として実施しているというスタートがありながら、区としては我々の考えに即しているところで補助を続けているところでございます。

教育委員会との兼ね合いとかは、私から今この場ではお伝えしにくいところなんですけれども、趣旨にかなっているものかなとは認識しています。

**【委員】**

あとの事業にも関係してくるんですけれども、当然財団としては補助金事業としてやっているんですけれども、結果、それが地域にはボランティアという形で流れてくるケースが多いかと思うんですけれども、その辺というのは、例えばいつまでもボランティアということではなくて、やはりそこは財団と一緒に、きちんと報酬を払ってお願いをしていくとかということがやっぱり必要ではないのかなと。

また、地域のスポーツ文化協議会というのは、将来は地域で人材を養成して、地域で学校の教育課程に対しても協力していこうねというところだったのが、いきなり去年から地域を外して、区が委託した音楽だとかスポーツの事業者を入れてきて、今1年間やった結果、よかったのかな、悪かったのかなという検証をしているところで、悪かったという意見もあるんですけれども、その辺の検証というのは区のほうでもされるのでしょうか。

**【生涯学習スポーツ課長】**

補助事業につきましては、一つ一つ区としての検証というのはなかなか難しく、まずは財団主体でやっていただくので、ただ、事業評価ですとか、財団としてどういった実績がありましたとか、どういった形で地域に貢献できましたかといったところは、月例でもご報告はいただいておりますし、あと年間を通じて、年末に確認をするといったことはさせていただいてというところでございます。

**【委員】**

区として、今、おっしゃったとおりだと思うんですけれども、逆に区民として財団のやっていることがどうなのというところというのは、どこか意見を言ったりとか、意見交換をする場というものはあるのでしょうか。

**【生涯学習スポーツ課長】**

財団だけのための、例えば意見を集約する会議体だとか、そういったものがあるかというところ、そうではないんですけれども、区民意見やアンケートという形で、様々財団に対するご意見というのは日々受け止めているところでございます。

**【委員】**

ありがとうございました。

【委員】

今、委員がおっしゃった、新宿区からPTAの流れの中で財団が入るところは、第何号事業に該当するのかが分からなかったんですけども。

【生涯学習スポーツ課長】

第7号事業になりまして、地域活力推進事業という中の、地域スポーツ文化事業の推進というものでございます。これが補助事業の位置づけでございます。

【委員】

お子さんとかも関わってくるからPTAとかそういう。

【委員】

私の友人が、やはり近くの小学校の子どもひろばかスポーツ支援か何かをボランティアでやっていたんだけど、去年から未来創造財団のほうの派遣となって、お金を頂くことになったというふうに聞いたんですけども。

【委員】

それは子どもひろばですね。子どもひろばは子どもひろばという事業がレガスである。

【委員】

またそのPTAのボランティアともまた違う。失礼しました。

【委員】

PTAのものは、地域スポーツ文化協議会が、各出張所ごとにあって、その中に各小学校が入ってきているんです。小学校で事業をやると言えば、多分40万掛ける小学校数で予算はついていますので。

【委員】

委員がご心配されているのは、そうではなくて、ボランティアでやっていることを財団のほうで管理しているという。

【委員】

いろんなパターンがあるんですよ。例えばそういう、PTAで事業委託費という形で事業をやるのに対して、講師を派遣したりするには、そのお金はいいですよ。

ただ、でもPTAが活動していることに対しては無償なので、PTA自身は無償ですし、我々地域の人間として関わった場合には、地域の人間としては無償なので、そこはボランティアなので、例えばスポーツ推進委員なんかでも本当になり手がいない。金額的にも些少で負担も大きいので、なり手がいないというのは地域で課題になっているので、それは全部一緒だと思うんです。地域の方が動くボランティア。専門家、講師、大学の先生とか何か呼べば講師料という形になるので、そこがいつまでもそういう状況だと、徐々にそういう事業が成り立たなくなっていく可能性もあるので、その辺も少し検討していただいたほうが将来的にはいいのかなと考えます。

【生涯学習スポーツ課長】

ありがとうございます。

**【部会長】**

そうしましたら、かなり大きな事業で、いろいろ課題も抱えているということ、今、伺えたかと思えます。

そうしましたら、進めまして、47から52であります。

47、48については経常事業の593番事業について、49についてはややテクニカルなお尋ねで、50、51、52については同一事業についてということでもありますので、適宜息継ぎを入れながら、47から52について、それぞれご説明のほうをお願いいたします。

**【生涯学習スポーツ課長】**

それでは、まず47です。

学校施設の件数ですけれども、具体的にはこの学校施設等というところでは、学校校庭を活用して開放しているものと、学校の体育館を活用しているものと、学校のプール、この大きく3つの事業で構成されているところです。

学校校庭の活用事業には2万5,658人、学校体育館等の活用事業は団体数で25万5,796人、個人利用として7,083人で、最後に学校プールの活用事業は5,160人、これが昨年度の実績となっております。

この予算、2億円の予算というところで、確かに非常に大きな予算になるんですけれども、実際はこれは人件費になります。内訳としては、まず、小・中学校、先ほど四十数校あると言いましたけれども、そのうち牛三中と四谷中と、西早稲田中は夜間開放もしておりますので、そこの夜間の分のお金として1,000万ちょっとでございます。

続いて、全小・中学校とあいじつ子ども園です。この体育館、校庭、武道場、特別教室を全て開放してまして、こちらの予算で1億5,000万です。

学校プールの活用としては、3,387万ですね。失礼いたしました。

なので、1校当たり単純計算すると、大体400万弱ということなので、シルバー人材の方に基本的には来ていただいて、活躍していただいているところです。

あと、利用率です。各施設の利用率ですけれども、ざっくり言いますと、分母に利用できる貸出コマ数を持ってきて、分子は実際にそれを貸出ししたコマ、部屋数であったりとか、時間単位です。それで利用率というのを出しているところです。

50番、スポーツ推進委員の活動ですけれども、委員ご指摘のとおり、ボランティアに限りなく近い形で、本当に地域の中で多く活躍していただいているところです。

スポーツ推進委員は、特別職の非常勤公務員という位置づけになります。我々のほうで採用をしている形になります。2年間の任期で活躍しているものです。なので、厳密にはボランティアではなくて、職員としてやっていただいているわけです。人数としては、昨年度は37名だったのが、今回新しい任期に入りまして、5名増員して、過去最大の42名が配置されております。区内10地区に対して、4名から5名体制になっています。

このスポーツ推進委員は特別職の非常勤公務員という立場であり、かつ役割としてはス

スポーツ基本法に明記されていて、地域のコーディネーター役として様々活躍していただくところが求められています。地域のスポーツ活動のリーダー役です。

まずは、そのスポーツ推進委員の方々に中心的になってもらうというのが基本かなというところですが、ただ、恐らくはスポーツ推進委員の負担というところもご懸念いただいているところかなと思いますので、そういった負担軽減については、各種研修取得費をこちらで負担するのですとか、年会費の補助だとか、機関紙の購入補助だとか、様々間接的な支援というのはこちらでやっているところがございます。

51番、ギャラリー“みるっく”の運営ですけれども、まず、利用できる主体の対象としては、区内在住の個人の方及び会員数が5名以上で8割以上が区内在住・在勤で構成されている文化学習活動の団体という要件がございます。

件数、利用件数です。

利用件数は、7件が少ないのではというところで、本当にそれはおっしゃるとおりで、少ないなと私も認識しています。ただ、この7件というのは、1件につき1か月、30日間利用していただいていますので、利用日数としては193日でございます。なので、日数でいうとそれなりに皆様に見ていただいている時間というはあるのかなというふうには思っています。

ただ、これは令和4年度から始めたばかりの事業で、もちろんこの数が足りているとも思っていないので、引き続き周知をしっかりとやっていきたいと考えているところがございます。

雑駁ですが、説明は以上です。

#### 【部会長】

ありがとうございました。

では、今ご説明いただいた各質問事項に関しまして、委員の皆様からありましたらご発言願います。

私から1つ。

49番のいろいろな事業の利用率についてご説明いただきました。

そもそも、これ、確認した上でということで、最後のものに似ていますけれども、経常事業、例えば600番、新宿スポーツセンターの管理運営のところの利用率が41.8%となっているということで、いろいろ事業とか施設によって高低があって、特にそれを並べて見ると、600番事業は低いようにも見えるんですけども、このあたりどう捉えておられるのかについて、簡単におっしゃってください。

#### 【生涯学習スポーツ課長】

まず、スポーツセンターについては、休館がございました。工事休館がございましたので、その関係で利用率が下がっているというところはございます。

その他屋内施設については、基本的には非常に利用率が高くて、あと、施設の中でも、いわゆる皆様がイメージされる運動するスペースと、あと会議室というのもまた別にあった

りしまして、その中での増減もあったりするので、トータルでの利用としては、運動施設としてはかなり高いのかなというふうに感じているところでございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ちょっと戻りますけれども、42番、総合運動場の整備に関して、区は区民ニーズをどのように把握しているのかと。大きくはこの点なんですけれども、どんなご説明をいただいたか。重複しているかもしれないんですけれども、もう一度願います。

**【生涯学習スポーツ課長】**

もう少し具体的に言うと、戸山公園のためのニーズ調査というのはしていないんです。

ただ、区全体のスポーツ施設に対するニーズですとか、あとはその利用実態として、どういったところをご利用いただいているかというのはもちろん把握しておりまして、大きく分けると屋内施設のほうがやっぱりニーズは高いです。使いたいですというものの、屋内施設のほうが非常に人気が高くて、次に屋外がきます。それで、とはいえ、区内にスポーツ施設、特に大きな運動広場というのは結果的に区民の人口に対しては少ないので、取り組んでいく必要があるというふうに考えていて、その中で、東京都に対しては、多目的の運動広場として整備するよというものは、働きかけはずっとこれまでも行ってきたところです。現在も調整中ということで、今年度は東京都の建設局のほうには伺っていますけれども、東京の計画のほうもまだなかなか具体化していないので、進んでいない状況もありますので、引き続きこちらは調整を続けていきたいと考えているところです。

**【部会長】**

ありがとうございました。

現状把握は利用状況等で行っているというお答えがあったと。

ほかいかがでしょうか。

**【委員】**

都立総合芸術高校のところ、道路がずっと計画道路で造られているんですけども、その余分なさくら公園と芸高の間の三角地帯というのが、今、多分どういうふうに使われるかと決まっていなような気がするんです。ドッグランなんていう話は、地域が猛反対しているんですけども、運動できる場所の確保としては、そこは狙いどころじゃないかなと私は思っています。

**【生涯学習スポーツ課長】**

ありがとうございます。ご意見として、承ります。

**【委員】**

土地を買うのも大変でしょう。あそこを駐車場にされても困るじゃない。ぜひとも運動できる場所に交渉してほしい。

**【部会長】**

では、この事業、施策に関して、もしあれば出していただきますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、個別施策 I - 6 に関する質疑は終わりました。

担当課長、本当に長時間残っていただき、どうもありがとうございました。

部会としては、今日のヒアリングを受けて、それらをまずは委員としてどのように評価されるのかということで、シートなどでまとめていただく作業へと今後進めていくことになります。

そうしましたら、事務局のほうから事務連絡のほうをお願いいたします。

#### 【事務局】

では、事務連絡いたします。

参考資料 2 のスケジュールをご覧くださいますと、本日のヒアリングが終わりましたので、次回は 8 月 16 日水曜日、午前 9 時 30 分から 12 時で、評価取りまとめの回です。会場は同じくこの第 3 会議室で、ここまでに個人でやっていただきたいのが、評価作業になります。前回及び今回同じものをお配りしていますが、施策評価、外部評価のチェックシートを各個別施策ごとにお配りしておりますので、この様式を用いて委員個人の評価作業をしていただきますようお願いいたします。

締切りなんですけれども、8 月 13 日の火曜日中にご提出いただきますようお願いいたします。金曜日が取りまとめの会議になります。

ここの取りまとめでは、委員個人の意見をまずそのまま資料としてお出しさせていただいて、それを各自、各委員間で共有していただきながら、部会長のファシリテートの下、部会としての意見としてまとめていただくという作業になりますので、そのようにご予定いただければと思います。

では、事務局からの連絡は以上です。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

特に重要なのは、今日配っていただいた外部評価チェックシートというのがありますね。これの施策、計画事業、そして経常事業、この組合せは施策によって違うんですけれども、米印の評価のところは必須記入事項になります。

あとのところも、特に施策とか計画事業のところについて、意見と今後の方向性に関する意見のところ、どういう扱いになるのか悩ましいところはあるかもしれないんですけれども、そこは部会が話し合うときに、取り入れるのであればどこに入れていくのかも含めて議論いたしますので、まずはお気づきの点、記していただければというふうに思います。

経常事業については、特に意見とか言いたいことがある限りにおいてご記入されるというスタンスで。

ですので、メインとしては施策と計画事業です。特にそれぞれの米印のところは必ず記入しなくてはなりませんので、そこのところご留意ください。経常事業については、特に気づいた点とかある限りにおいて記入していただくという形になります。

では、お書きいただいたものを回覧して、場合によってはご説明をいただきながら、部会

としてどのように扱っていくか、次回の部会で審議してまいりたいというふうに思います。  
では、本日は以上といたします。ありがとうございました。

<閉会>